


富士宮市森林環境整備方針

令和4（2022）年4月

富士宮市





はじめに

第1章 はじめに	1
1.1 位置付け	2
1.2 目的と役割	2
2.1 考え方	3
2.2 構成	3

第1部 森林環境整備の基本理念

第1章 富士宮市の地域特性	6
1.1 富士宮市の概況	6
1.2 富士宮市の森林・林業の現況	11
1.3 森林・林業を取り巻く社会状況	23
1.4 富士宮市の森林林業の特長と課題のまとめ	26
第2章 林業に有利・不利な森林ゾーニング	27
2.1 林業に有利・不利な森林ゾーニング方法	27
2.2 施業効果が高い森林	28
2.3 施業の容易な森林	32
2.4 法制度などの制約が少ない森林	34
2.5 総合的に有利な森林	36
第3章 もりづくり基本理念	38
第4章 もりづくり基本理念の実現に向けた取組み	39
4.1 基本施策	39
4.2 分野別の個別取組み方針	40

第2部 分野別の個別取組み方針

第1章 もりづくり①－土台づくり－	42
第2章 もりづくり②－基盤づくり－	43
第3章 もりづくり③－空間づくり－	44
第4章 もりづくり④－わづくり－	45

用語集	47
------------------	----



はじめに



第1章 はじめに

平成 31（2019）年 3 月に成立した『森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年三月二十九日号外法律第三号）』（以下、森林環境譲与税と略す）は、『森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。）の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てる』ために創設された法律です。

この法律で「森林環境譲与税の使途」は、次の施策に充てることとされています。

- ①森林の整備に関する施策
- ②森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第三項に規定する木材の利用をいう。）の促進
- ③その他の森林の整備の促進に関する施策

一方、従来の森林整備として「森林経営計画制度」があります。これは、森林法を根拠とする制度で、土地所有者が森林（森林法第 5 条）を整備（造林、下刈り、枝打ち、鳥獣害対策、間伐など）するときに計画として備えるものです。

市町村又は都道府県に提出されたこの「森林経営計画」を認定することで、林野庁が所管する森林整備に係る補助金の交付対象事業となります。

また、平成 31（2019）年 4 月 1 日施行された『森林経営管理法（平成三十年六月一日号外法律第三十五号）』は、「森林（森林法第 5 条）について、市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者を設定する等の措置を講ずる」ことを定めたものです。既往の森林経営計画に対して「新たな森林整備計画制度」などと言われています。

この様に産業としての「林業」を取り巻く環境が大きく変わろうとしているなかで、スギやヒノキに代表される針葉樹の人工林のほか、動植物や遷移などによって形成される天然性林も併せた森林の整備が求められています。

そこで、森林林業者や実務として林業に従事している学識経験者らの意向や業績の調査を行い、課題分析して、これからの富士宮市の森林づくりの基本理念を体現化し、森林づくりの方針としてとりまとめたものが「富士宮市森林環境整備方針」です。



1.1 位置付け

森林行政上の法定計画は、市町村森林整備計画（森林法第10条の5）がありますが、本方針である「富士宮市森林環境整備方針」は、富士宮市が独自に整理し備えるものです。

しかしながら、森林法は、森林を整備する過程に密接な関係があることから、本方針を「富士宮市森林整備計画」に連携・整合・関連するものとして位置づけます。

このことより、富士宮市森林整備計画と連携・整合・関連している富士宮市都市計画マスタープラン（令和2年3月）や富士宮市景観計画（平成28年4月）や上位計画として「第5次富士宮市総合計画（2016～2025）」に即するものとしします。

また、森林づくりに関連する個別の分野別計画にも連携・整合・関連するものとしします。

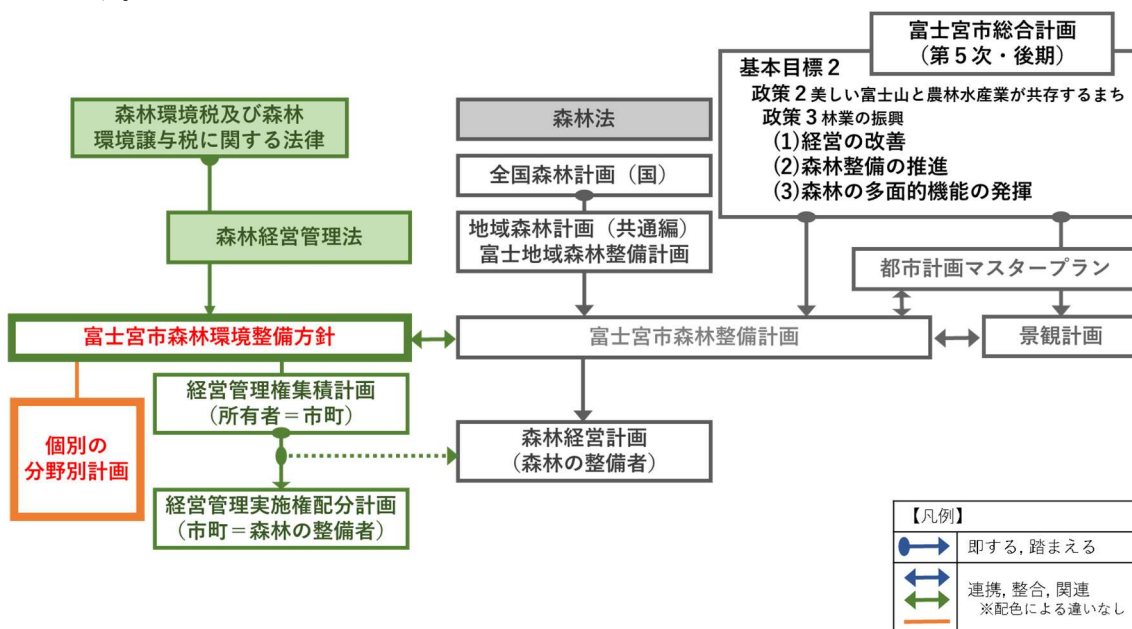


図 1.1-1 富士宮市森林環境整備方針の位置付け

1.2 目的と役割

本森林環境整備方針の目的は、富士宮市が森林環境譲与税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律）を財源として森林の整備を行おうとするとき、森林の環境や現況に鑑みて、課題となる事項や事象を抽出し、解決または対応する施策や事業に滞りなく利用できるように整理することを目的とします。なお、地球環境温暖化の防止に対する森林環境の視点からの取組みも含まれます。

【整備方針の役割】

- ・ 森林環境譲与税を活用した施策の検討（手法と手段の明瞭化）
- ・ 富士宮市森林整備計画との相互補完（森林法2条の森林の整備）
- ・ 森林および周辺分野を包含した富士宮市の『もりづくり』の方針の明確化



第2章 考え方と構成

2.1 考え方

森林法では、市町村が策定する「市町村森林整備計画」があり、上位計画として都道府県の「地域森林整備計画」があります。同法に明文化された項目について定められています。

特徴として、森林の持つ公益的機能を林班単位で分けした「ゾーニング」がなされているものの施業条件などの考慮がないこと、上位計画の記載事項をそのまま踏襲することや計画案をまとめるにあたり学識経験者の意見を聴取することなど机上論かつ受動的な策定過程があることは否めません。

そこで、市町村森林整備計画を補完する取組みとして、本森林環境整備方針では、次の事項について考察し、森林資源・地形傾斜などの自然条件や、地域林業の実情や社会状況などの産業条件より、実情に基づく方針づくりを心がけます。

- ①各種統計資料や数値地図情報などの客観的データの収集整理としての基礎調査
- ②林業や木材・木製品製造業の従事者へのヒアリングやアンケートによる意見聴取
- ③数値地図情報を用いたゾーニング分析と分析結果を利用した意見交換会の開催による上述関係者への意見聴取などを行います。

2.2 構成

「森林環境整備方針」は基本理念や基本施策を定めた内容と、関連する分野別の取組み方針を整理した内容の2部構成とします。

【第1部 森林環境整備の基本理念】

- ・富士宮市の森林特長や社会状況から基本理念を定めます。
- ・現状と課題分析から基本施策を定めます。
- ・基本理念と将来像から富士宮市の『もりづくり』^{注)}の概念を定めます。
- ・取組みを実施すべきエリア(ゾーニング結果によるエリア)を併記します。

【第2部 分野別個別取組み方針】

- ・各取組み項目の必要性和有効性を整理します。
- ・既に着手済みの取組みは補完や支援を検討します。
- ・富士宮市の『もりづくり』^{注)}を構成順序で整理します。

注)『もりづくり』とは

森林に関する「土台づくり → 基盤づくり → 空間づくり → わづくり」の要素と一体として扱うこと富士宮市では「もりづくり」と呼ぶこととします。
詳細は「第1部第3章もりづくり基本理念」「同4章4.1基本施策」に記載します。

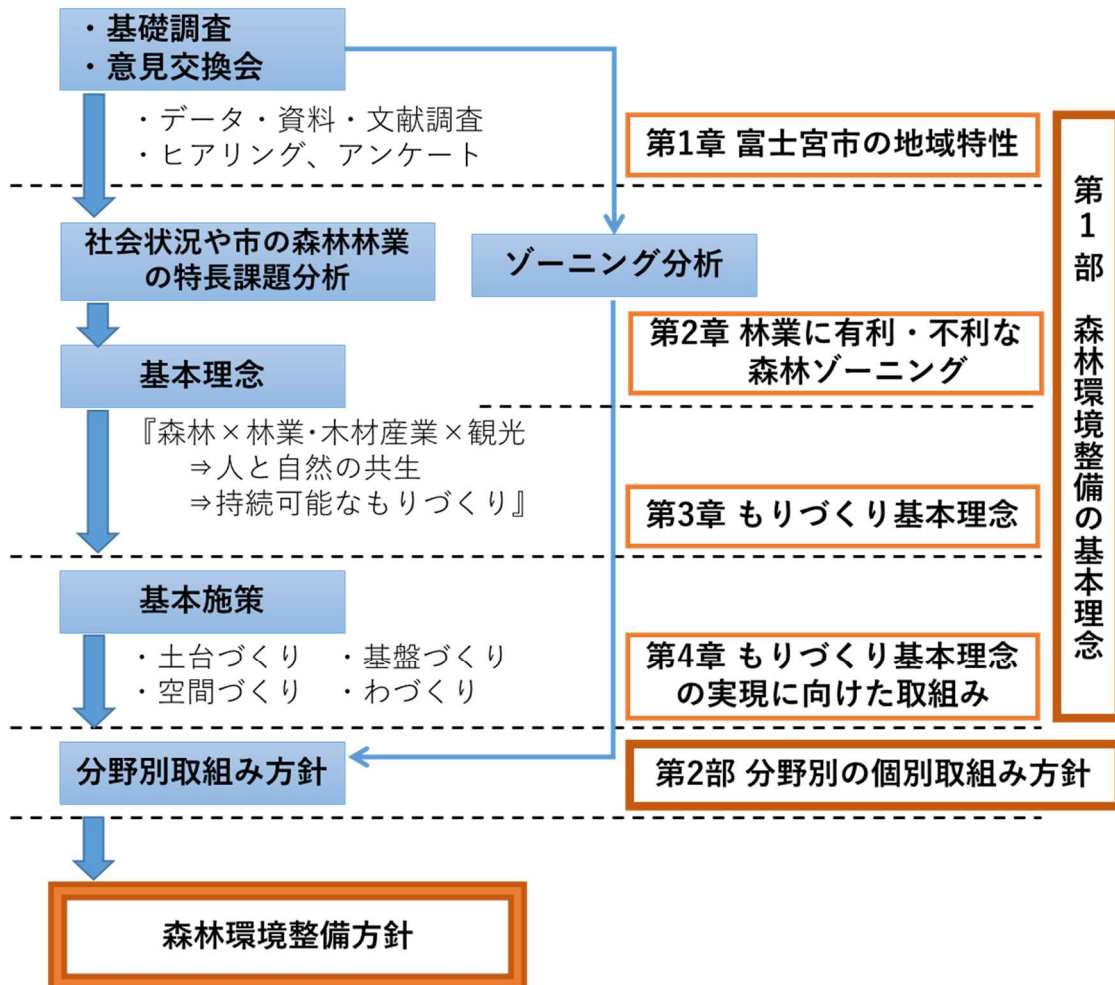


図 2.2-1 森林環境整備方針の構成



第1部 森林環境整備の基本理念



第1章 富士宮市の地域特性

1.1 富士宮市の概況

(1) 地形

富士宮市は静岡県東部に位置している内陸の都市です。市の大部分は火山である富士山とその山麓にあたり、火山に起因する地形が多く見られます。富士山山頂の北側から標高2,200mのあたりまで大沢崩れと呼ばれる最大幅500m、最深部150m、延長約2,000mの谷があります。南部の標高35m以下の低地から、富士山山頂の3,776mまで、標高差が大変大きいのが特徴です。

大沢崩れに流れているのが大沢川で、標高900mから600m付近にかけて約500haの大沢扇状地が形成されています。表層水が得られないことや、大雨や雪崩の際には、土石流が流れ込み土砂堆積するため、農地としては利用されていません。

土石流をせき止めるための砂防施設が設けられており、中でも1.1kmにわたる遊砂池は日本最大級の砂防施設です。

大沢川は大沢扇状地を過ぎると潤井川と名前が変わり、富士宮市南部には潤井川の形成した扇状地地形や河岸段丘がみられます。

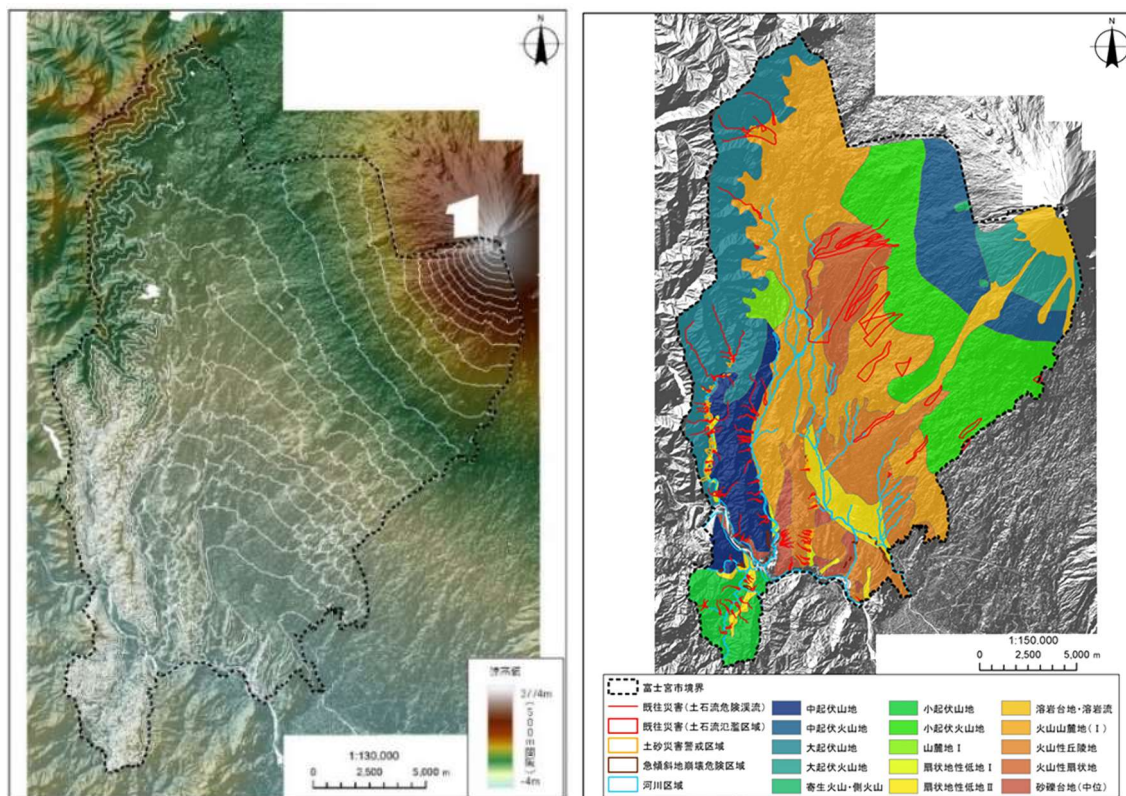


図 1.1-1 数値標高図

図 1.1-2 地形分類・災害区域図

出典:基盤地図情報. 数値標高モデル

出典:平成27年度基礎調査. 地形及び水系図・法適用現況図



(2) 土壌・地質特性

富士宮市の土壌は、富士山火山口付近は溶岩性土壌・昭和火山噴出物未熟土壌、火山口から中腹には褐色森林土壌、中腹から山麓と天子山系は、火山噴出物を母材とする黒ボク土(黒ボク土壌、厚層黒ボク土壌)に広く覆われています。褐色森林土壌は地中水分に富み樹木の生長に適しています。

また、厚層黒ボク土壌の一部は富士山からの火山灰や火山礫等が溶岩に堆積して固結、黒ボク土に混入し風化作用を引き起こし凝結することにより、マサとよばれる固結盤(スコリア固結層)をもちます。この土壌は富士山麓特有で「富士マサ土壌」とよばれています。「富士マサ土壌」は土層が固いため、通気性、透水性に乏しく作物の根の伸長を阻害し、干ばつの被害も受けやすいため、スギ、ヒノキの植林地では樹木の生長が遅くなります。

富士宮市の表層地質は玄武岩質溶岩と火山砂礫が広く分布しています。このような地質条件は土砂流出が起こりやすい特徴があります。

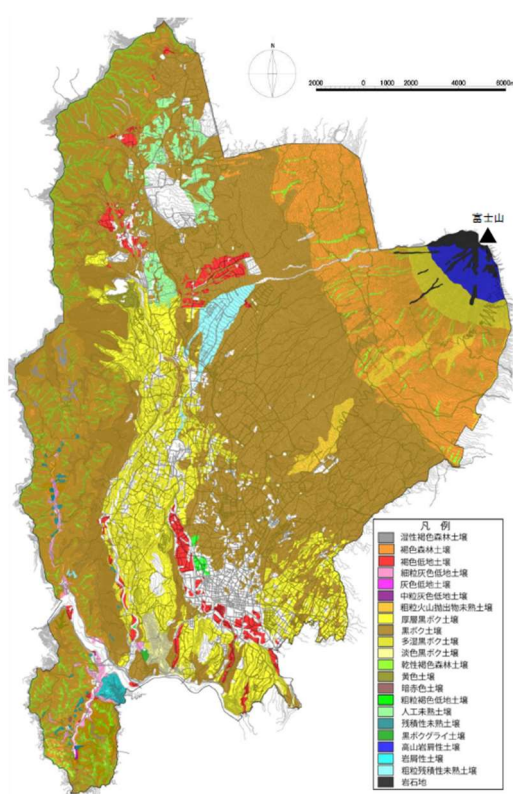


図 1.1-3 土壌図

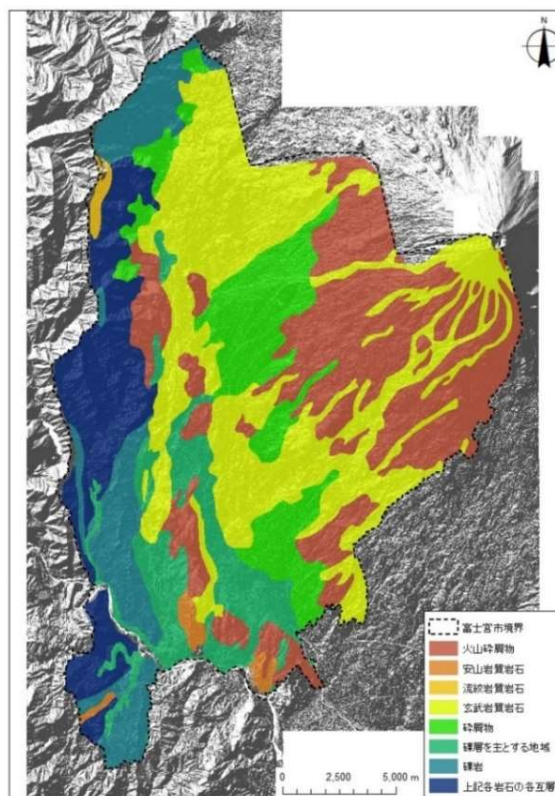


図 1.1-4 表層地質図

出典: 土地利用診断と土地利用構想図. 富士宮市 HP



(3) 気象

富士宮市は市域の高低差が3,700m以上あり、日本一高低差があるまちです。標高の高い付近では冬季に積雪が見られる一方で、標高が低い市街地は比較的温暖で、年間平均気温は約16℃です。

平成30年の月別平均気温をみると、1月の4.3℃から8月の27.2℃までと寒暖差が少ない特性があります。年間平均風速は、2m/s前後、月別平均風速をみると1.4m/sから2.2m/sまでと季節変動が僅かであることがわかります。

年間降水量は約2,000mmあり、全国平均の1,718mm※1よりやや多いです。平成30年の月別平均降水量をみると、2月の18.0mmから9月の363.5mmまでと季節ごとに変動する特性があります。

※1 国立天文台「理科年表2005」(2004年12月)

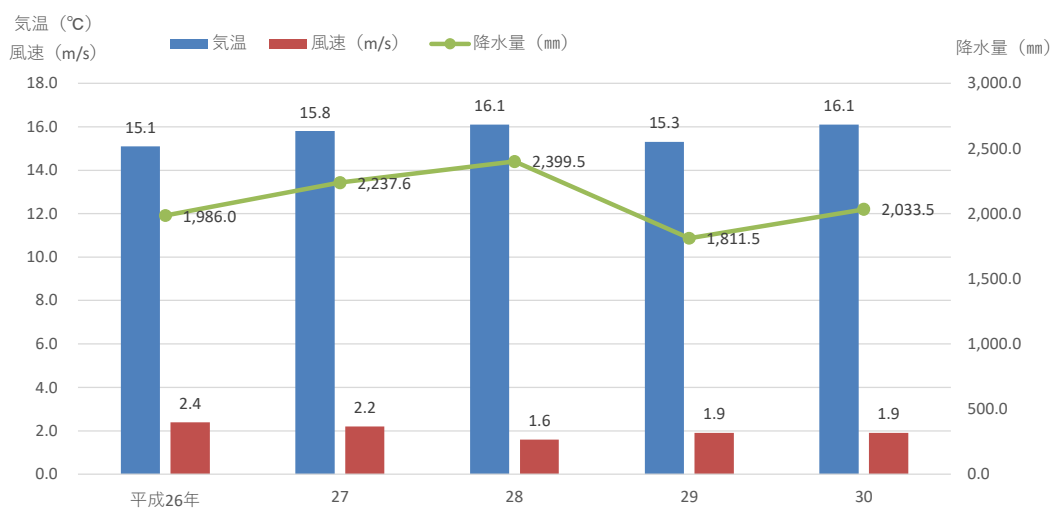


図 1.1-5 平成26年～平成30年別気温・風速・降水量グラフ 出典:令和元年版富士宮市の統計



図 1.1-6 平成30年月別気温・風速・降水量グラフ 出典:令和元年版富士宮市の統計



(4) 人口および生産人口の動向

国勢調査人口の推移と国立社会保障・人口問題研究所の将来推計における総人口と、年齢3区分別人口の推移を見ると、富士宮市においては、2010年をピークに人口減少に転じています。

生産年齢総人口の動向を見ると、1995年をピークに減少に転じています。

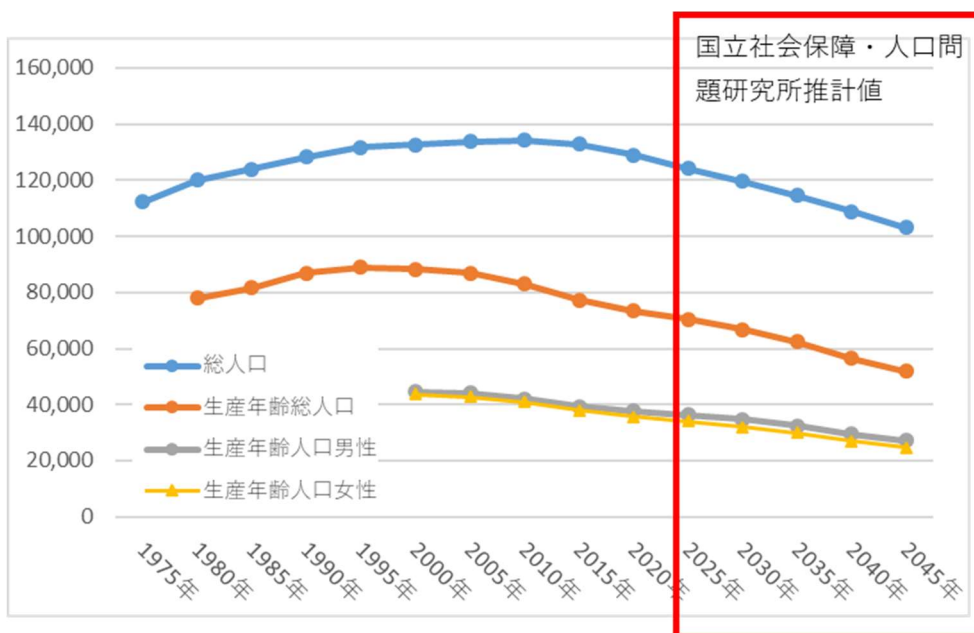


図 1.1-7 富士宮市の人口推計 出典:国勢調査/ 国立社会保障人口問題研究所

『富士宮市人口ビジョン（平成 27 年）』より富士宮市が目指すべき将来展望人口の統計結果を見ると、生産年齢人口（15～64 歳）は、2060 年で現状の将来人口推計と将来展望人口とでは、約 13,000 人のかい離が生まれると予測しています。

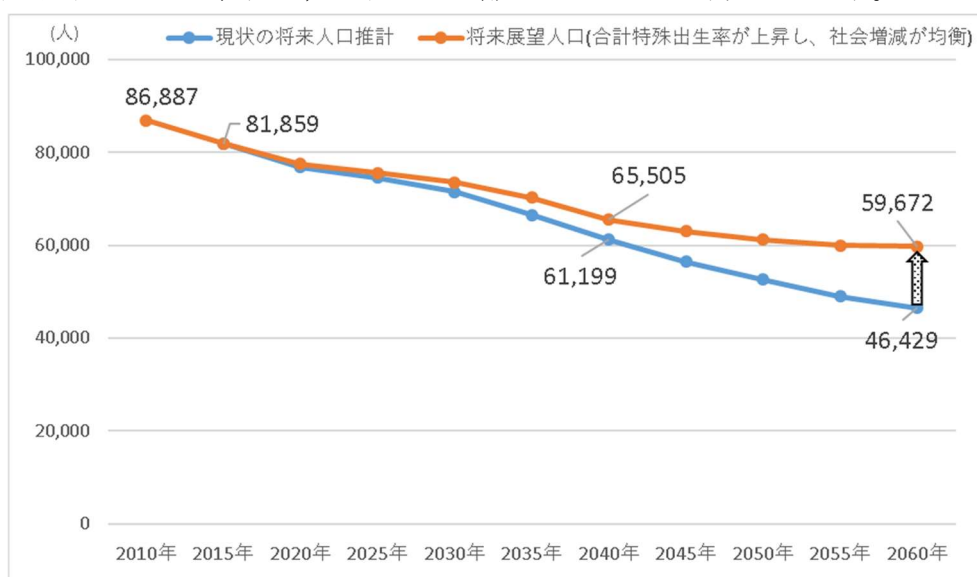


図 1.1-8 富士宮市の生産人口推計 出典:国勢調査/ 国立社会保障人口問題研究所



(5) 富士宮市の産業構造

富士宮市の産業構造(12年間平均)は、総生産額に対して第1次産業が約1%、第2次産業が約59%、第3次産業が約40%で、そのうち林業が占める割合は約0.1%です。

総生産額は平成24年度に5,290億円に落ち込むものも、その後上昇に転じ、平成29年度現在は約7,710億円となっています。林業生産額は平成18年度から徐々に上昇し平成24年度の約4.8億円をピークに減少に転じ、平成29年度現在は約1.3億円とピーク時の約1/3となっています。

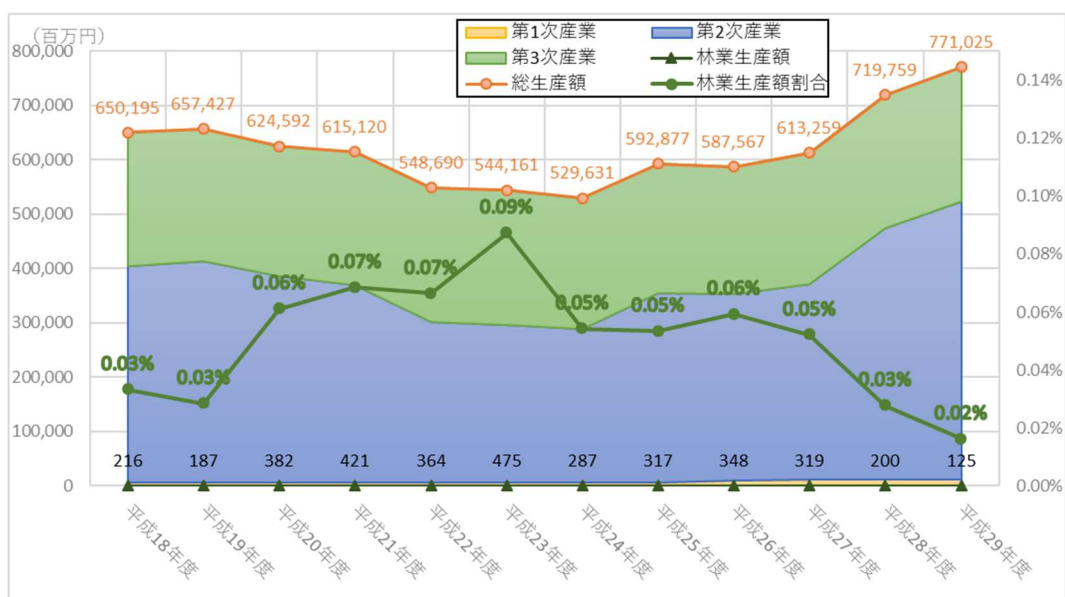


図 1.1-9 富士宮市の総生産額の推移

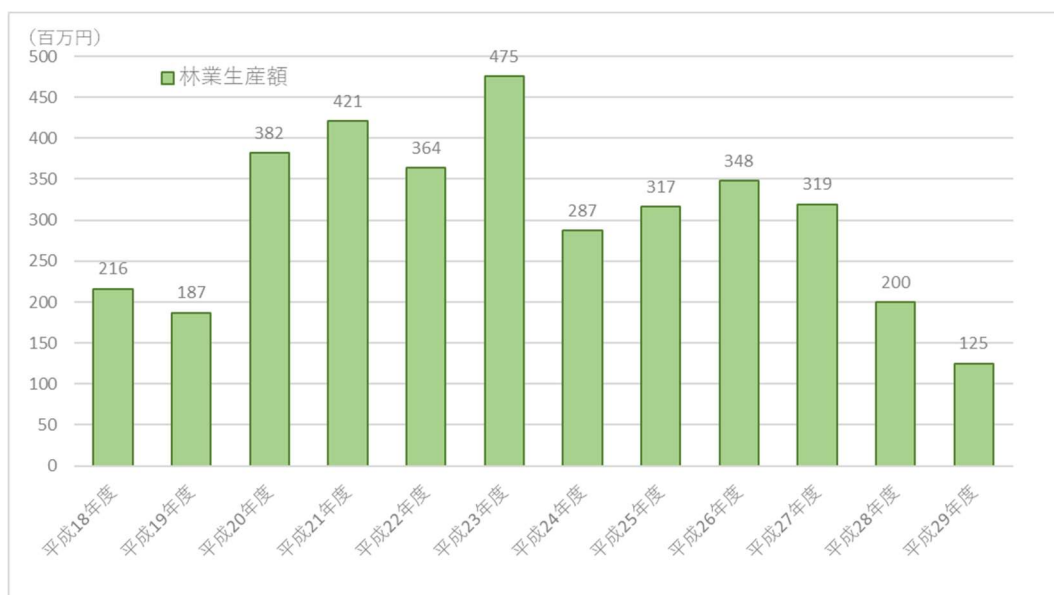


図 1.1-10 富士宮市の林業生産額の推移

出典 静岡県経営管理部統計利用課、「平成29年度しずおかけん地域経済計算」



1.2 富士宮市の森林・林業の現況

(1) 林種別・樹種別森林面積

林種別では、民有林面積の約 77%にあたる 14,080.4ha が人工林です。樹種別では、民有林人工林の約 94%にあたる 13,259.5ha をスギ・ヒノキが占めます。富士宮市の民有林は、針葉樹・人工林の占める割合が高く、豊富な森林資源を有していることが分かります。

林種	人工林	天然林	未立木地	その他
森林面積	14,080.4 ha	3,662.0 ha	388.0 ha	158.2 ha
18,288.6 ha	77.0%	20.0%	2.1%	0.9%

樹種	ヒノキ	スギ	モミ	クスギ	その他
人工林面積	9,564.0 ha	3,695.5 ha	499.6 ha	103.1 ha	218.2 ha
14,080.4 ha	67.9%	26.2%	3.5%	0.7%	1.7%

図 1.2-1 林種別樹種別面積構成図

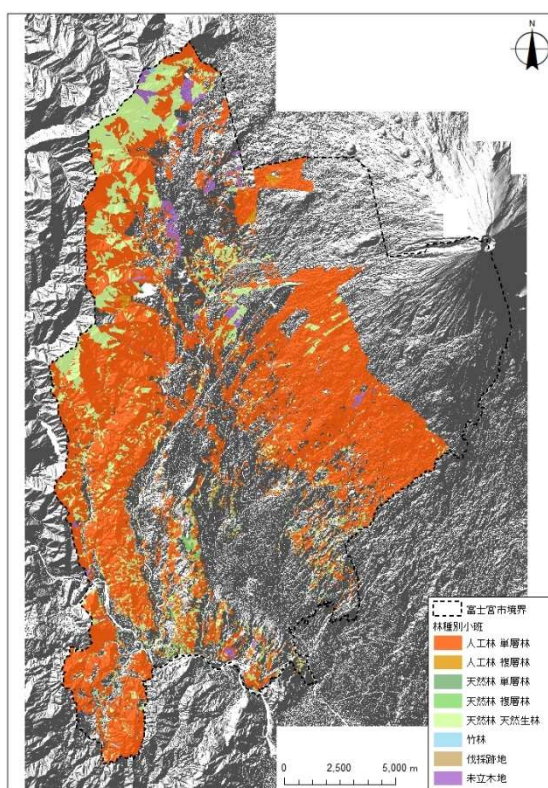


図 1.2-2 林種分布図

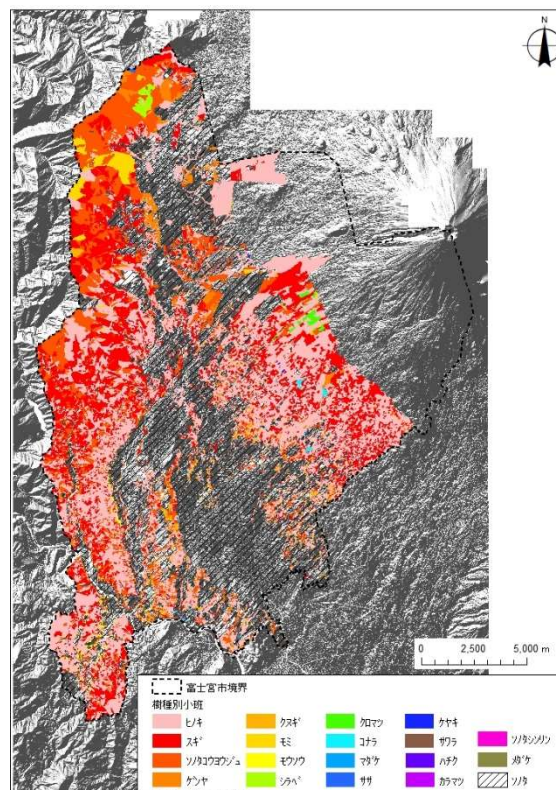


図 1.2-3 樹種分布図



(2) 齡級別森林構成

齡級別では、人工林面積 14,080.4ha の約 90%が 10 齡級以上と、標準伐期齡を迎えた十分な森林資源を有しています。一方で、齡級構成に偏りがみられます。

表 1.2-1 人工林齡級構成

齡級	面積(ha)	割合
1~5	356.4	2.5%
6~10	1,001.3	7.1%
11~15	10,560.6	75.0%
16~20	2,080.2	14.8%
21~25	77.7	0.6%
26~30	1.8	0.0%
35~40	1.9	0.0%
95~100	0.5	0.0%
総計	14,080.4	100.0%

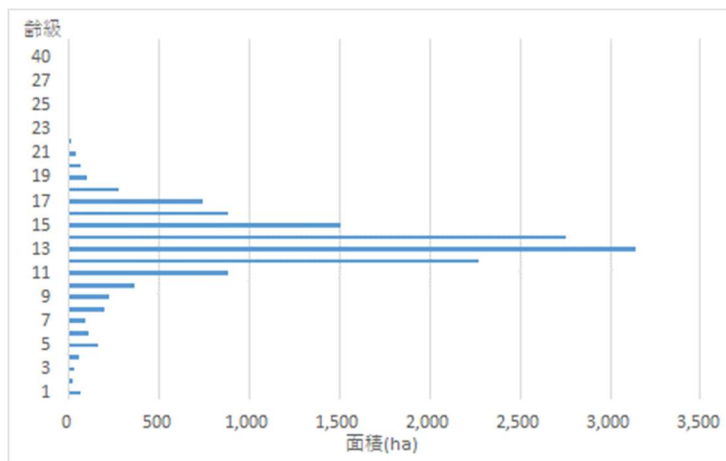


図 1.2-4 人工林齡級構成

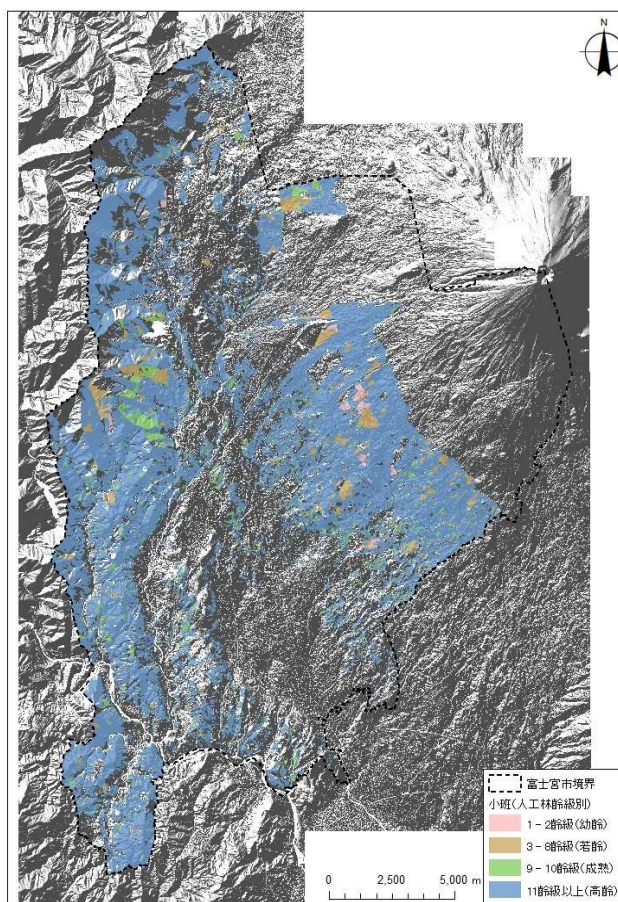


図 1.2-5 齡級別人工林分布



(3) 保有する森林規模と所有形態状況

静岡県令和3年度確定版森林簿をもとに、保有する森林面積規模別と、所有形態別の所有状況を調査しました。

森林規模別では、民有林全体面積に対して、1ha未満の小規模所有森林52.5%、30ha以上の大規模所有森林2.0%です。一方、形態別では、民有林面積全体に対して、個人所有51.0%、次いで会社有林18.0%、財産区有林15.0%です。

森林規模別と所有形態別では、1ha未満の小規模所有森林全体に対して、個人所有61.3%、次いで会社有林16.3%、財産区有林8.0%です。10ha以上の大規模所有森林全体に対して、財産区有林30.1%、次いで会社有林27.2%、個人所有9.8%です。

表 1.2-2 保有林面積規模別所有形態別面積

所有形態名	保有林面積規模 (ha)							面積 (ha)	割合 (%)
	0.3ha未満	0.3ha~1ha未満	1ha~3ha未満	3ha~10ha未満	10ha~30ha未満	30ha~50ha未満	50ha~100ha未満		
個人有林	2,739.2	3,709.7	1,603.3	729.1	512.2	36.9		9,330	51.0%
会社有林	475.0	920.5	745.8	732.3	322.3	103.0		3,299	18.0%
記名共有林	166.4	288.9	172.5	97.8	95.1		57.9	879	4.8%
財産区有林	105.0	375.5	576.1	926.7	639.2	113.8		2,736	15.0%
寺有林	118.6	194.8	108.5	26.2	11.0			459	2.5%
その他団体有林	30.6	88.8	53.3	81.0	37.4			291	1.6%
市町村有林	27.5	66.3	98.5	123.7	159.0	66.5		541	3.0%
その他	87.5	200.4	189.8	171.5	103.6			753	4.0%
総計	3,749.8	5,844.9	3,547.9	2,888.2	1,879.7	320.2	57.9	18,288.6	-
割合 (%)	20.5%	32.0%	19.4%	15.8%	10.3%	1.8%	0.2%	-	100.0%

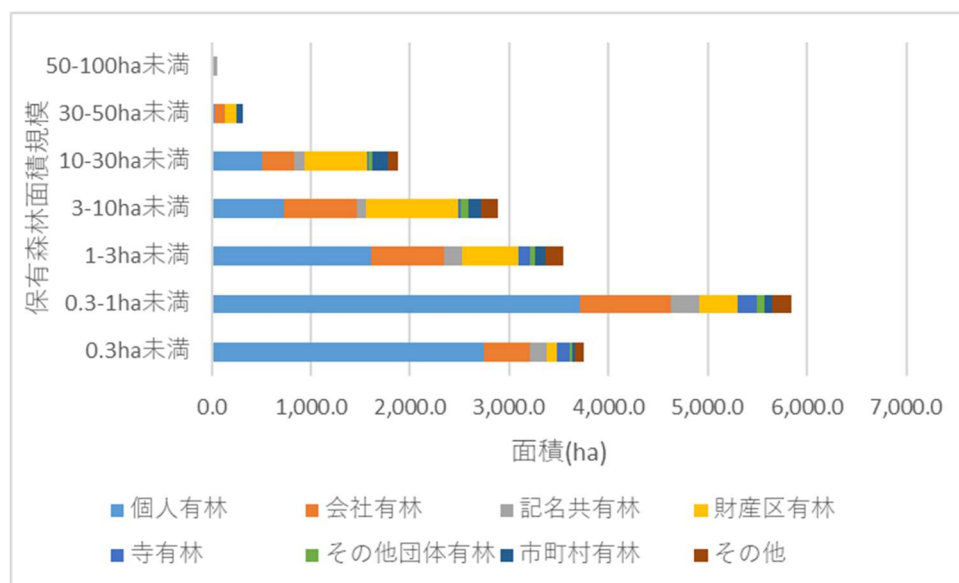


図 1.2-6 保有林面積規模別所有形態別面積



(4) 路網整備状況

林道延長は約 91,340m、路網密度は 5.0m/ha です。全国平均値 13.0m/ha (2014 年度時点、森林林業白書) よりも低く、更なる路網整備の推進が求められます。

表 1.2-3 林道概要

項目	数値	単位
路線数	39	本
路線延長合計	91,340	m
民有林面積	18,289	ha
路網密度	5.0	m/ha
全国路網密度※	13.0	m/ha

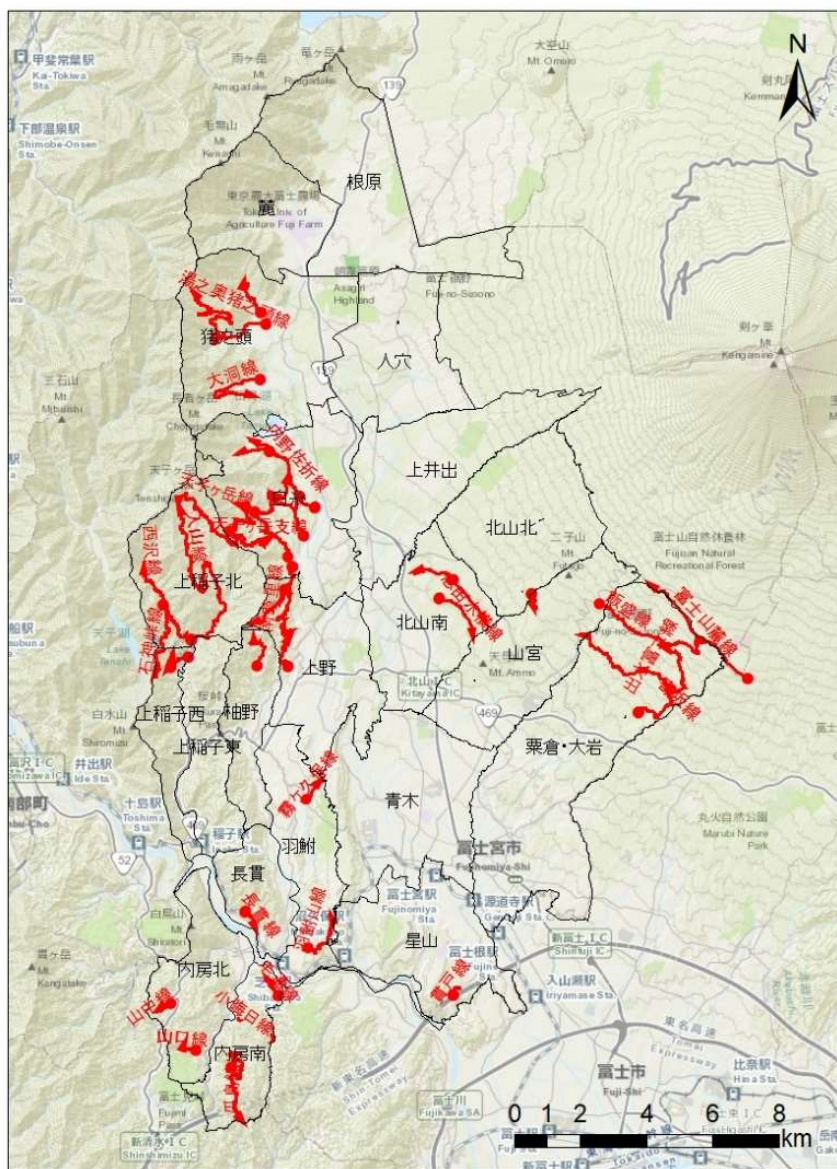


図 1.2-7 林道位置図



(5) 間伐面積・施業履歴

平成26年～令和元年の6年間の伐採実績は、主伐・間伐を合わせて、約2.5%(主伐率0.8%、間伐率1.7%)です。間伐率で見ると全国平均値1.8%とほぼ同程度です。

表 1.2-4 主伐間伐別施業実績

届出別	主伐				間伐			
	① 伐採造林届出	② 森林経営計画	③=①+② 主伐合計	③÷⑦ 主伐率	④ 伐採造林届出	⑤ 森林経営計画	⑥=④+⑤ 間伐合計	⑥÷⑦ 間伐率
実施年	(ha)	(ha)	(ha)	(%)	(ha)	(ha)	(ha)	(%)
平成26年(2014)	111	2	113	0.6%	48	153	201	1.1%
平成27年(2015)	69	0	69	0.4%	88	315	403	2.2%
平成28年(2016)	94	26	120	0.7%	100	306	406	2.2%
平成29年(2017)	141	16	157	0.9%	126	209	335	1.8%
平成30年(2018)	139	3	142	0.8%	185	164	349	1.9%
令和元年(2019)	230	8	238	1.3%	139	59	198	1.1%
⑦市有林面積	18,289	年平均	140	0.8%	年平均	315	1.7%	

表 1.2-5 全国間伐実績(千 ha)

出典令和2年度 森林・林業白書

届出別	① 間伐面積	①÷② 間伐率
実施年	(千ha)	(%)
平成26年(2014)	399	2.3%
平成27年(2015)	341	2.0%
平成28年(2016)	319	1.8%
平成29年(2017)	304	1.7%
平成30年(2018)	269	1.5%
令和元年(2019)	268	1.5%
年平均		1.8%
②全国民有林面積(千ha)		17,390

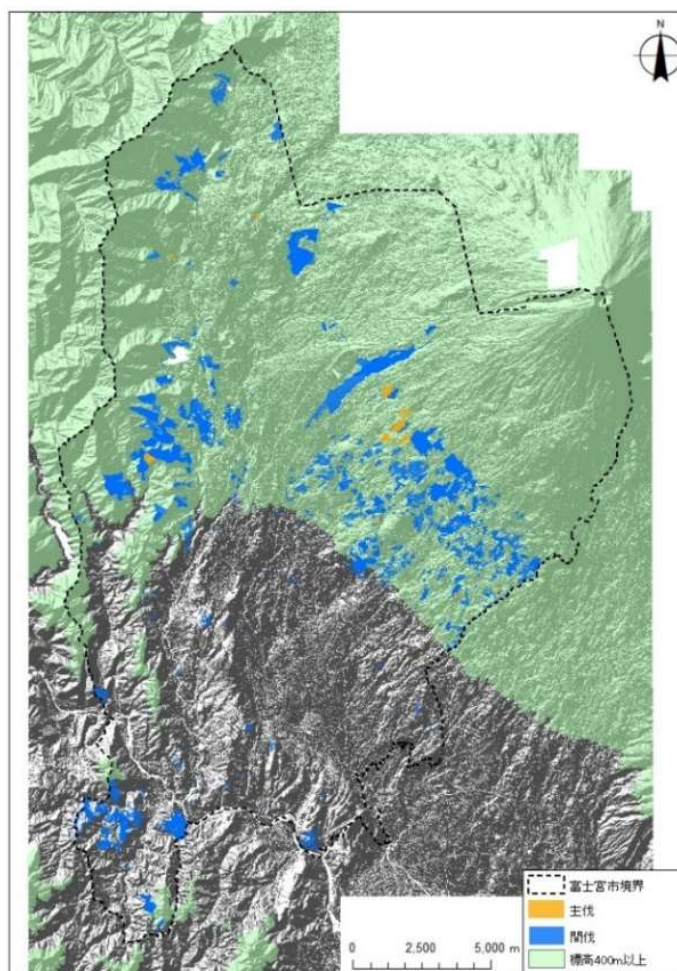


図 1.2-8 施業実績図

出典: 富士宮市森林 GIS 成績位置図/造林補助情報



(6) 林業従事者・高性能林業機械保有状況

富士宮市の林業事業者数は平成27年時点で99人であり、1自治体当たりの全国平均従事者数46人※1を大きく上回り、平成17年以降、林業従事者数は右肩上がりが増え続けています。また、高性能林業機械は現在21台導入されており、数年内に更に13台導入される予定です※2。富士宮市の高性能林業機械導入台数は、1自治体当たりの全国平均導入台数6台を大きく上回ります※3。

※1: 令和元年度の林業従事者数80,000人を全国自治体数1,724で割り、1自治体当たりの平均従事者数46人としています。

※2: アンケート調査結果より集計しています。アンケートには、5経営体にご協力いただきました。

※3: 令和元年度の高性能機械導入台数10,218台(森林林業白書)を全国自治体数1,724で割り、1自治体当たりの平均導入台数6台としています。

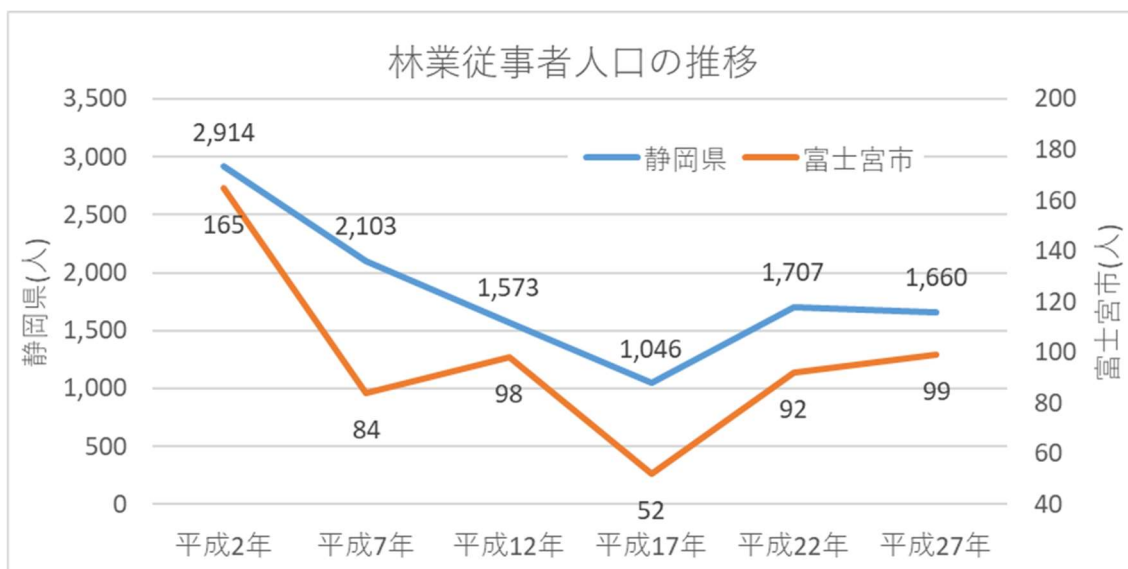


図 1.2-9 林業従事者人口の推移



(7) 素材生産量の動向

静岡県全体では、昭和37年の1,708千 m^3 をピークに昭和50年頃までに約50%程度まで急激に低下し、その後も徐々に低下し、平成30年現在では約16%の269千 m^3 となりました。一方、富士森林計画区内では、平成21年の67千 m^3 から平成26年までは80千 m^3 前後を推移していましたが、それ以降上昇に転じ、令和元年現在では約2倍の135千 m^3 となりました。

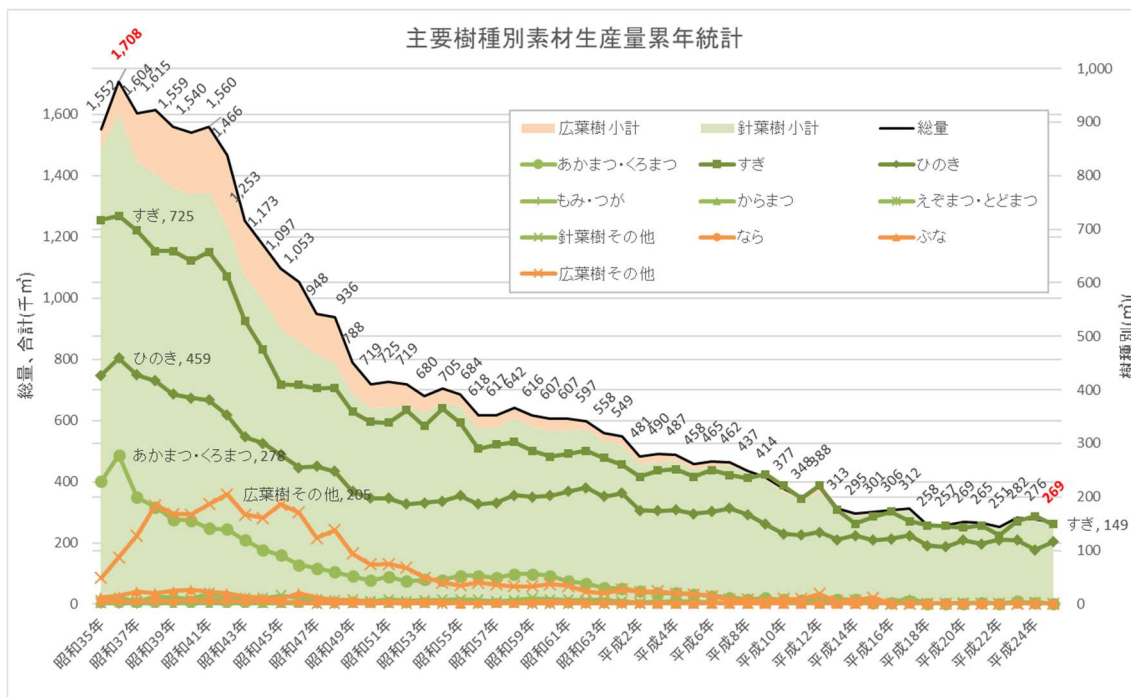


図 1.2-10 静岡県の主要樹種別素材生産量

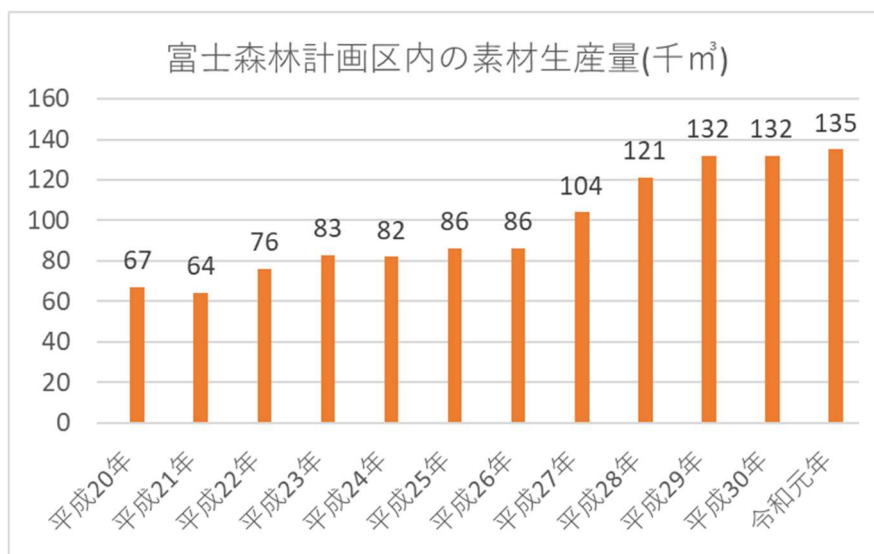


図 1.2-11 富士森林計画区内の素材生産量の推移



(8) 製材業の状況

平成 26 年 12 月に、年間 10 万 m³ 以上の丸太を消費できる合板工場が計画区内で稼働を開始し、県産材の安定的な需要先が確保されました。また、富士宮市は東名高速道路や新東名高速道路に隣接し、東京まで約 1 時間程度、名古屋まで約 1 時間程度と、消費地である大都市圏へのアクセス性が高く、製材業にとって有利な状況にあります。



図 1.2-12 製材所等の位置図

出典：富士宮木材協同組合名簿、静岡県森林・林業統計要覧



(9) 木材卸売価格

木材卸売価格(県森連富士事業所市況情報)は、スギと比較しヒノキに高値が付く傾向があり、2020年はヒノキ6m材が5,300円/本と最も年平均価格が高くなっています。4m材については、ヒノキ、スギともに価格が上昇傾向にあります。

表 1.2-6 木材市況価格の年別変動

年	スギ2.0m	スギ3.0m	スギ4.0m	スギ6.0m	ヒノキ2.0m	ヒノキ3.0m	ヒノキ4.0m	ヒノキ6.0m
2012	475	830	1,832	-	528	1,335	2,002	5,670
2013	-	808	1,734	-	490	1,634	2,283	5,063
2014	-	863	1,914	-	527	1,590	2,219	5,988
2015	-	866	1,818	-	528	1,332	1,954	4,946
2016	-	867	1,839	3,149	537	1,423	2,296	4,748
2017	-	904	1,973	-	-	1,429	2,529	5,010
2018	485	906	2,510	3,893	1,062	2,558	2,968	5,124
2019	-	996	2,729	-	-	1,537	3,628	5,371
2020	-	989	2,463	-	-	1,517	2,879	5,302

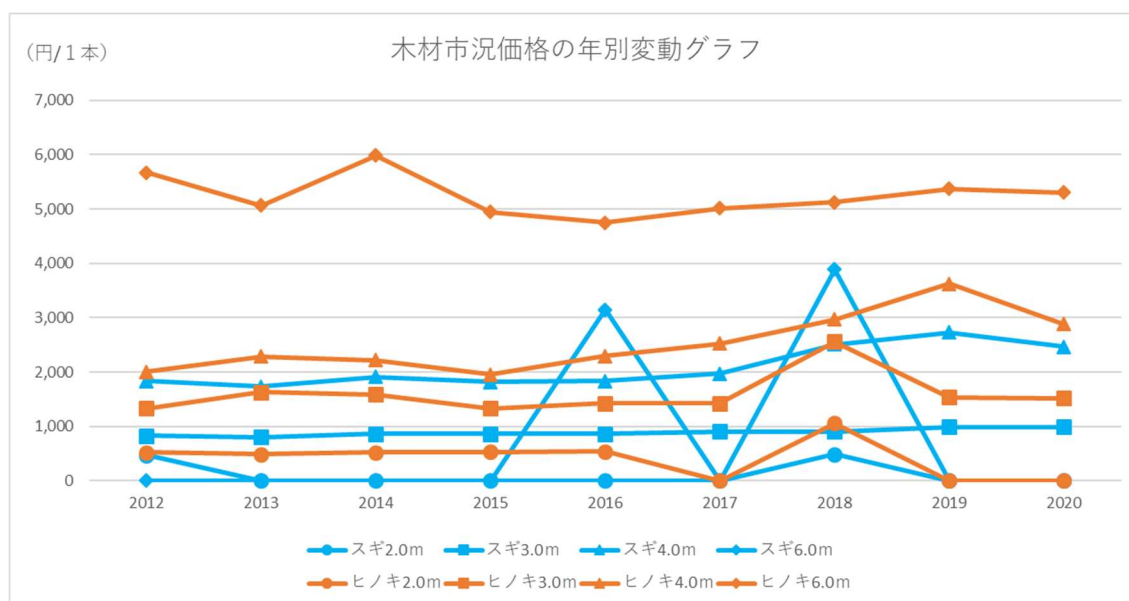


図 1.2-13 木材市況価格の年別変動グラフ

出典: 県森連富士事業所市況情報市況速報



(10) 住宅需要の動向

富士宮市の新築住宅の戸数は横ばい状態ですが、毎年常に 800 戸前後の需要があります。静岡県東部地区の木造住宅の比率の推移をみると、平成 28 年度以降木造住宅の割合が増加傾向にあります。

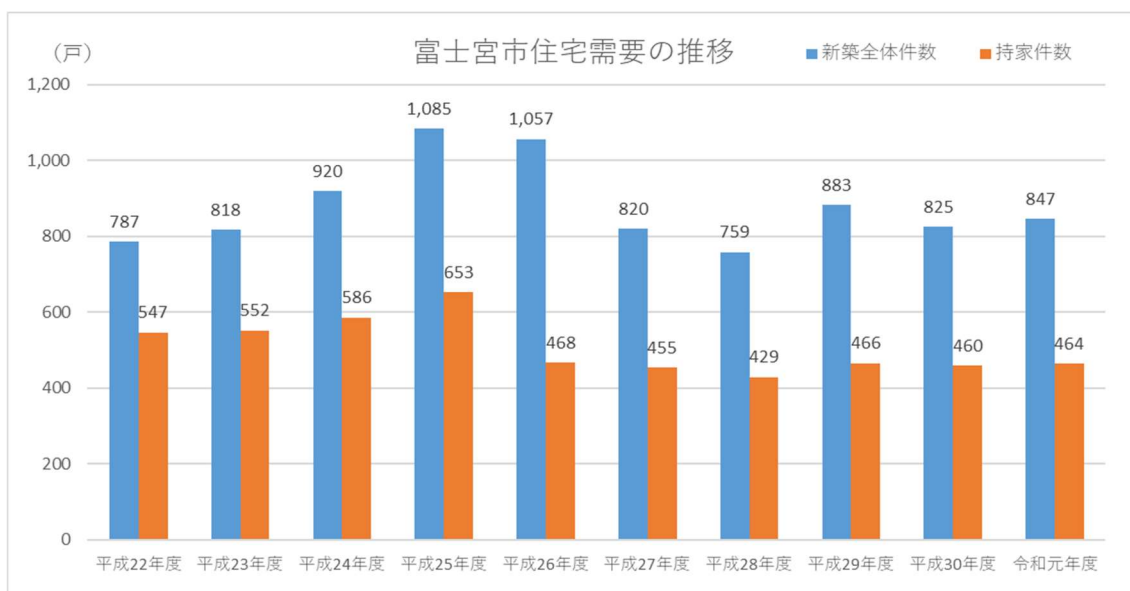


図 1.2-14 富士宮市住宅需要の推移

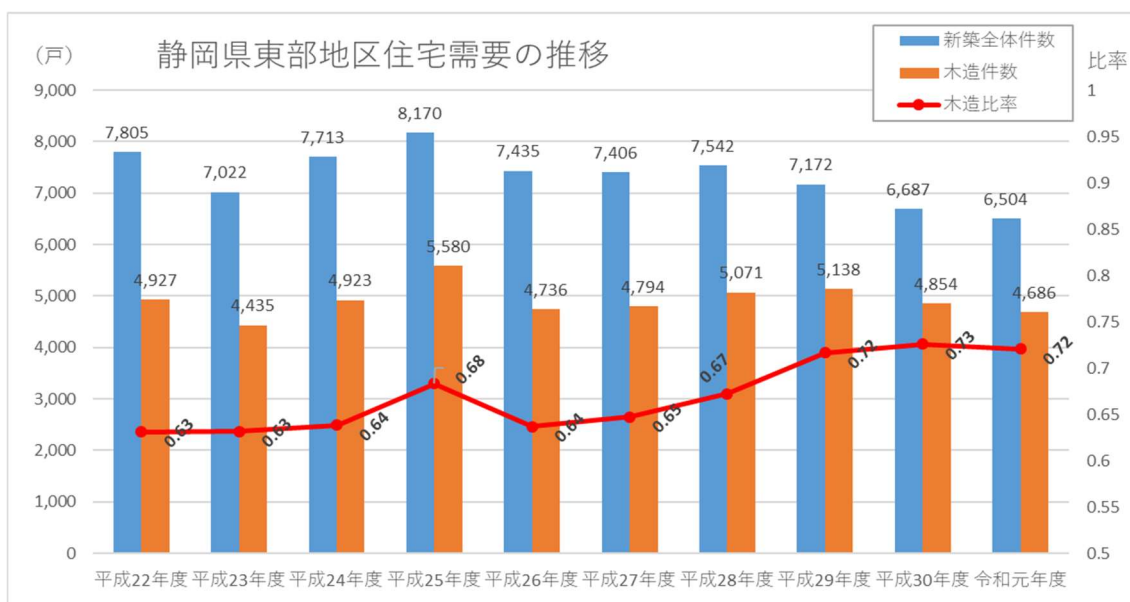


図 1.2-15 静岡県東部住宅需要の推移



(11) 経営体の林業経営状況

富士宮市内の6つの林業経営体に今後の経営の意向についてアンケートを行いました。レジャーや観光業など、林業以外の事業に取り組む多角的経営を行う経営体が多いことが分かりました。また、林業経営では、素材生産量を維持しつつ利益向上することを目指し、高性能林業機械の導入にも前向きに取り組んでいることが分かりました。

表 1.2-7 林業経営体の多角経営に関するアンケート調査結果

林業経営体	兼業の有無	備考
A社	有（観光）	キャンプ場
B社	無	
C社	有（観光）	富士市でキャンプ場管理運営
D社	有（観光）	カフェ、ゲストハウス、林福連携事業
E社	有（観光、漁業、製材業）	ワークショップ、カフェ、薪ストーブ販売、製材業
F社	有（農業）	



(12) 森林林業に関する様々取組み

富士宮市では 352 件の民間企業が市内に森林を所有しています。また、林野庁が実施する「フォレストサポーターズ」や静岡県が実施する「静岡未来の森サポーター」に登録し、かつ富士宮市内に森林を所有している企業が 6 件あり、植林、下刈、徐間伐など森林整備に積極的に実施しています。その他、市内に森林を保有する教育機関は 6 団体、富士宮市を拠点とする NPO は 8 団体あります。こういった多様な主体による取組みや、ボランティア活動は潜在的労働生産力として期待できます。

表 1.2-8 森林林業に取り組む団体

No	企業名・NPO 名	森林林業に関する取組み内容
1	株式会社 マルダイ	木こりツアー(植林体験等)
2	日本製紙(株)	国内木質資源の保護、育成
3	米久(株)	森林整備(植樹、下刈、除間伐等)
4	テルモ(株)	森林の整備(草刈、枝払い、間伐、植栽等)
5	菊池建設(株)	学校林に付属する施設修繕や森林整備、小学生への森林環境教育
6	中村建設(株)	森林整備(除伐、保育間伐、下刈)、歩道整備、工作物設置(除間伐材利用)、森林環境教育活動
7	富士山自然の森づくり	富士山等の自然環境保全
8	鎮守の森を育てる会	里山整備、環境教育啓発他
9	富士森林施業技術研究所	調査・研究、林業、普及・啓発活動他
10	森の蘇り	森の再生、環境教育、情報発信他
11	ふじ山森の会	富士山とその周辺の環境保全・保護活動
12	樹木いきいきプロジェクト	自然環境の再生・保全他
13	YUNO どんぐりの会	柚野地域を中心に自然環境の保全他
14	自然環境保全ネットワーク	自然環境の保全、人材育成他

事例 SGEC森林認証材の供給

日本製紙木材は、国内で初めてSGECのCoC認証を取得した企業であり、当社の社有林から伐出された木材をはじめ、SGEC森林認証材を山元からエンドユーザーまで繋げることが出来ます。

2018年には、静岡県富士山世界遺産センターの展示棟木格子プロジェクトに、当社が所有する北山社有林(静岡県富士宮市)のSGEC森林認証材(ヒノキ)を日本製紙木材のCoC認証を活用して提供しました。このプロジェクトは、地域協働、および林業、加工・流通、建築などの異業種間連携により、国内で初めて「SGEC/PEFC CoCプロジェクト認証」を取得したものです。

また、2019年に完成した国立競技場にも、当社の社有林からSGEC森林認証木材を供給しています。



静岡県富士山世界遺産センター

図 1.2-16 森林に対する企業の取組み(CSR 活動)状況

出典 日本製紙グループ HP <https://www.nipponpapergroup.com/csr/npg_esgdb2021_P19-21.pdf>



1.3 森林・林業を取り巻く社会状況

本項では、国内の森林・林業をとりまく社会状況について、整理します。

(1) 人口減少と超高齢化社会との関わり

2008年(平成20年)に始まった人口減少は、今後、加速度的に進むと見られ、消費・経済力の低下が問題となっています。森林・林業においては、①所有者不明森林の増加、②林業の就業者の不在、③木材需要量低迷と供給能力不足に影響があると考えられます。

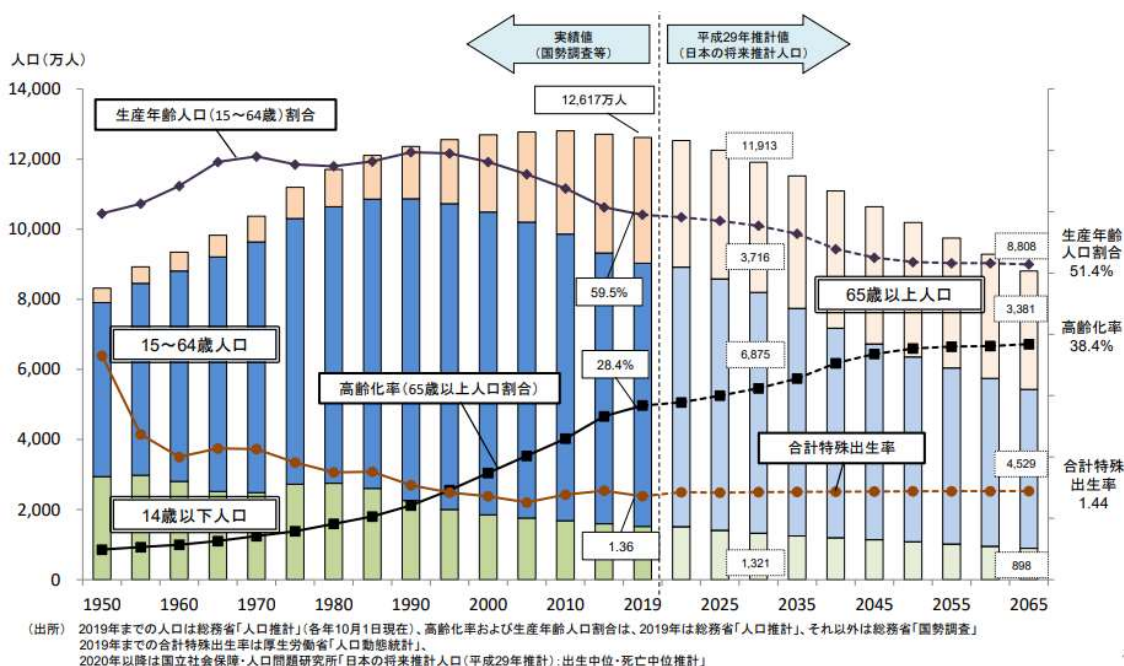


図 1.3-1 日本の人口推移

出典: 日本の人口の推移(厚生省 HP)

<<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000871255.pdf>>



(2) アウトドア等の自然体験の高まり

全国的に、新型コロナウイルス感染症が拡大する以前より、キャンプ等のアウトドア需要は高まっており、オートキャンプ参加人数は、過去6年間で約100万人増加しています。さらに新型コロナウイルス感染症による旅行者の変化として、3密の回避につながる、自然が多い地域への訪問意識が高まっています。(観光庁「観光白書令和3年版第Ⅱ部新型コロナウイルス感染症を踏まえた観光の新たな展開」より引用)

富士宮市では、上記の観光行動がより顕著にみられ、目的地や宿泊方法が多様化しています。

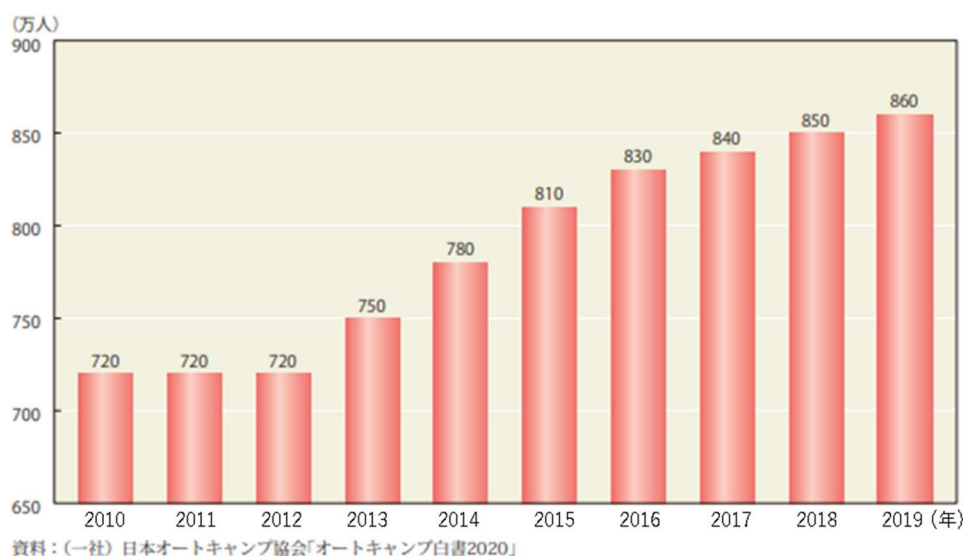


図 1.3-2 オートキャンプ参加人数

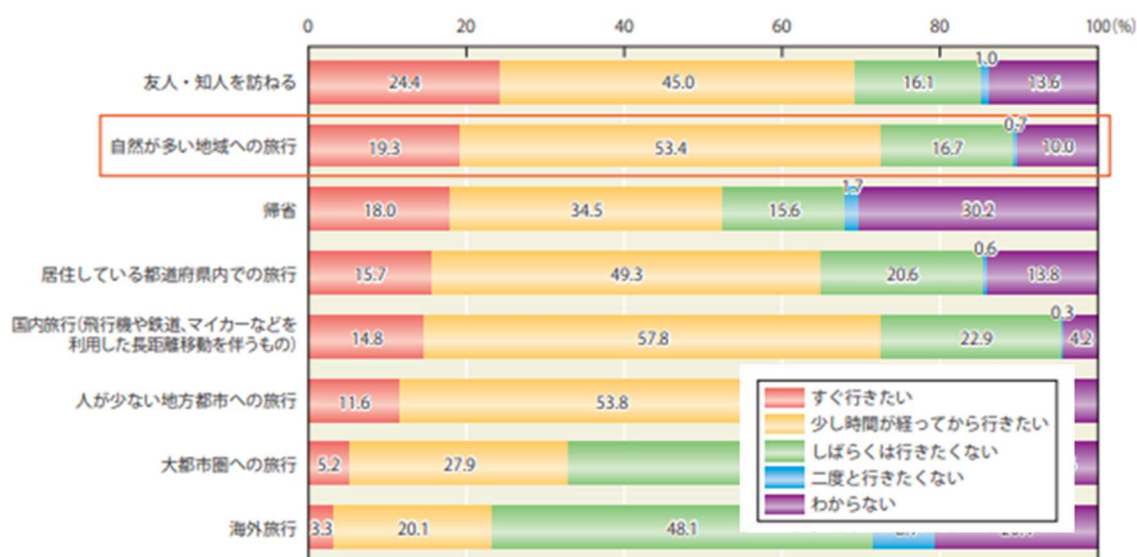


図 1.3-3 旅行意識調査

出典:JTБ 総合研究所「新型コロナウイルス感染拡大による、暮らしや心の変化及び旅行再開に向けての意識調査 2020」(2020年5月)



(3) 森林林業関連法制度の動向

平成 31 年 4 月 1 日に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行されました。この法律により、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

また、同じく平成 31 年 4 月 1 日に「森林経営管理法」が施行されました。この法律は、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図ることを目的としています。

(4) 木材需要の高まり

全国平均素材価格が、近年上昇傾向となる中、世界的コロナ渦を契機とした「ウッドショック」が起り、国内素材価格が急激に上昇しています。富士事業所においても、同様に、令和 3 年 5 月ごろから価格が高騰しています。

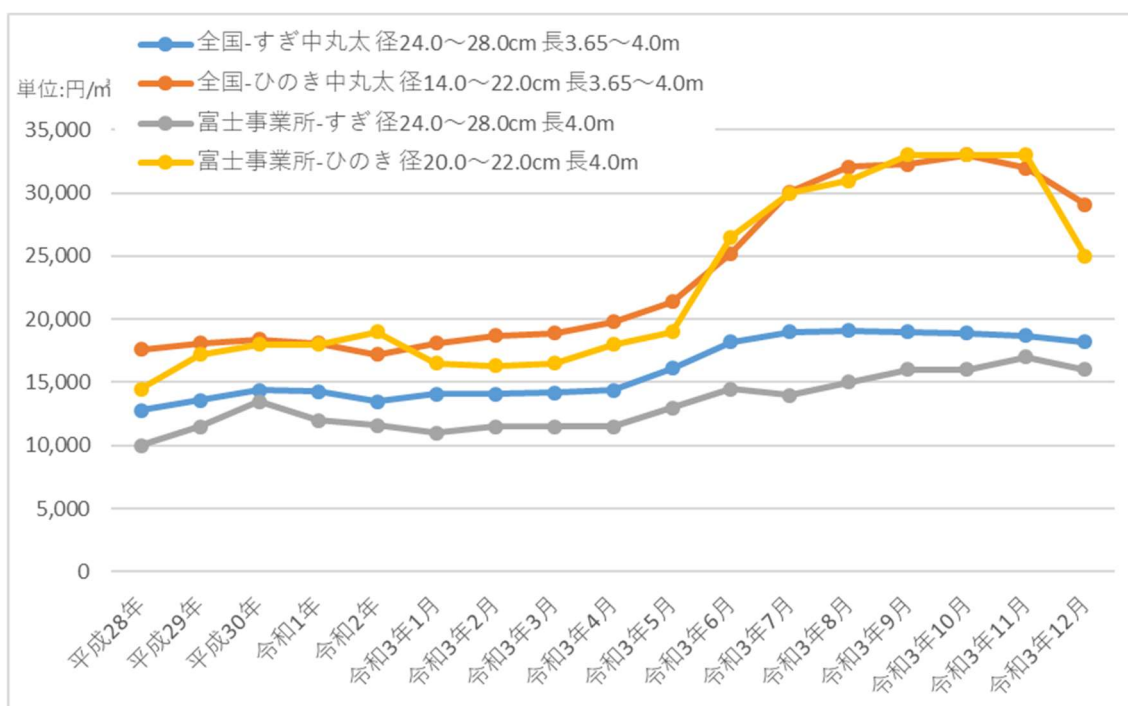


図 1.3-4 全国および富士事業所原木市場の素材取引価格

出典：林野庁林業統計平成 30 年木材需給報告書 および 静岡県森林組合連合会 HP/市況速報



1.4 富士宮市の森林林業の特長と課題のまとめ

前項までの富士宮市の地域特性から、市の森林林業の特長と課題を SWOT 分析により整理しました。

SWOT 分析とは内部環境のプラス要因(強み: Strengths)とマイナス要因(弱み: Weaknesses)、外部環境のプラス要因(機会: Opportunities)とマイナス要因(脅威: Threats)を洗い出すことで現状を整理する手法です。

SWOT 分析の結果、市の森林には課題よりも多くの強みや機会があることが分かりました。

表 1.4-1 SWOT 分析結果

内部環境要因	
強み(Strengths) ① 伐採適期に達した豊富な人工林がある ② 施業に適した緩傾斜地が広がっている ③ 林業従事者数が比較的多い ④ 財産区など大規模森林所有者が多い ⑤ 近隣に大規模製材工場があり木材生産に有利 ⑥ 関東や中京など大都市圏へのアクセス有利 ⑦ 直販や直送などの新たな木材流通増加 ⑧ 「富士ヒノキ」「FUJI HINOKI MADE」製品などのブランド化 ⑨ 定常的な住宅需要がある ⑩ 森林ボランティア活動が盛ん ⑪ 林業経営体によるキャンプ場運営	弱み(Weaknesses) ① 齢級構成に偏りがある ② 林種、樹種構成に偏りがある ③ モミ林の荒廃 ④ 間伐の遅れ ⑤ 路網密度が低い(林道整備の遅れ) ⑥ 1ha 未満の小規模所有者が多くを占める ⑦ 木材価格が長期低迷状況にある
外部環境要因	
機会(Opportunities) ① 木材利用用途拡大 ② 森林空間利用拡大 ③ アウトドアニーズの高まり ④ 森林環境譲与税	脅威 (Threats) ① 土砂災害等の増加 ② 人口減少と超高齢化社会 ③ 所有者不明森林増加の懸念 ④ 将来的な担い手不足の懸念



第2章 林業に有利・不利な森林ゾーニング

「林業に有利な森林」とは、施業効果や施業の容易性に優れ、かつ法的規制による伐採制限などがかからない森林を表しています。つまり、自然条件、路網(インフラ)、法制度の条件が良い森林と定義します。一方、「林業に不利な森林」とは、自然条件や現在のインフラ条件では、林業を行うのに不利な森林を表しています。なお、いずれも所有者の権利関係、所有者不明などで林業経営が難しいといった人的要因は考慮していません。以下に、林業に有利・不利な森林のゾーニング方法と結果について説明します。

2.1 林業に有利・不利な森林ゾーニング方法

林業に有利・不利な森林ゾーニングとは、森林の最小単位である小班を対象に、「施業効果」「施業容易性」「法的規制」の3つの要素で、林業に有利か不利かを評価しランク分けすることです。

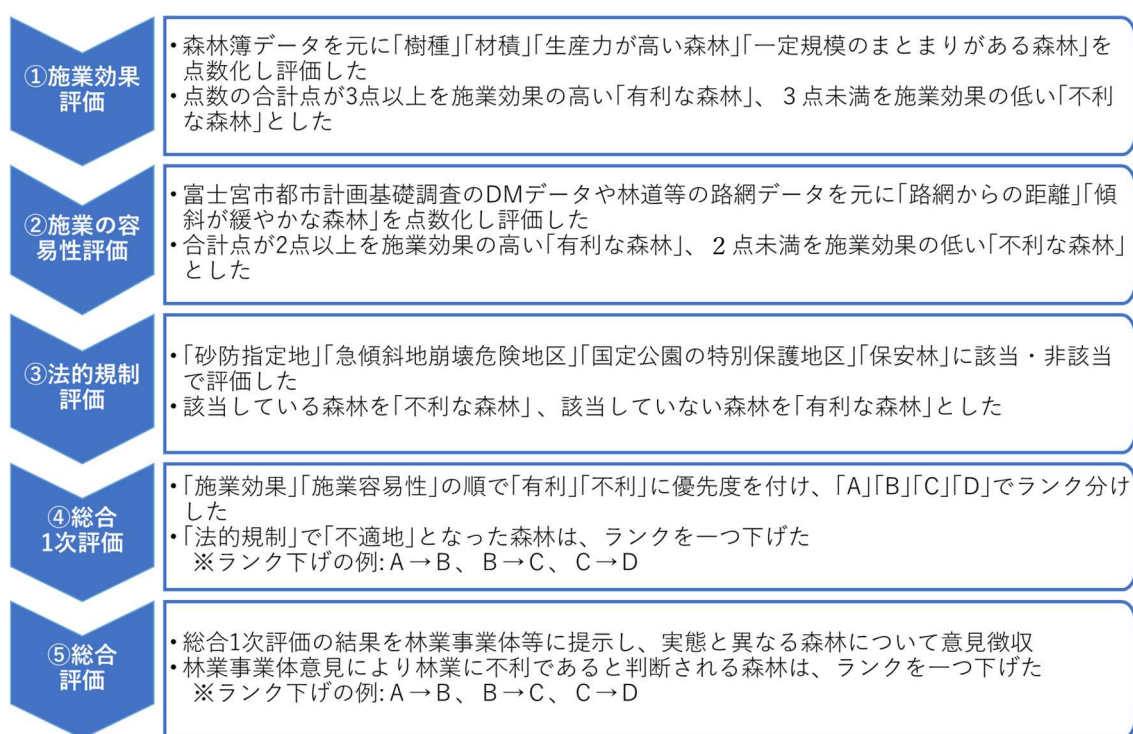


図 2.1-1 評価フロー



2.2 施業効果が高い森林

施業効果が高い森林とは、スギやヒノキがまとまって生えているといった、森林資源の状況が施業に有利な条件を有し、施業を行った場合、その効果が高くなると考えられる森林のことです。表 2.2-1 に個別評価項目と要素別評価の判定基準を示します。また、図 2.2-1～図 2.2-4 に個別評価結果、図 2.2-5 に要素別評価結果を示します。

表 2.2-1 施業効果個別評価項目

評価要素	(1) 個別評価項目			(2) 要素別評価
	評価項目	資料・データ	評価基準・評価点	有利・不利判定
施業効果	①樹種 ヒノキ・スギ	森林簿 樹種情報	優(2点)：ヒノキ・スギ －(0)：ヒノキ・スギ以外	合計点が 3点以上⇒有利 3点未満⇒不利
	②材積 資源量が多い森林	森林簿 ha当り材積量	5点：500m ³ /ha以上 4点：400m ³ /ha以上 3点：300m ³ /ha以上 2点：200m ³ /ha以上 1点：100m ³ /ha以上 0点：100m ³ /ha未満	
	③林地生産力 生産力が高い森林	森林簿 成長量	優(2点)：5m ³ ~/ha 良(1)：1～5m ³ /ha －(0)：0～1m ³ /ha	
	④まとまりがある森林 人工林が施業に有利な面積でまとまっている	森林簿 樹種(スギ・ヒノキ)単位の面積、もしくは小班単位の面積	優(2点)：5ha以上 良(1)：2ha以上～5ha未満 －(0)：2ha未満	

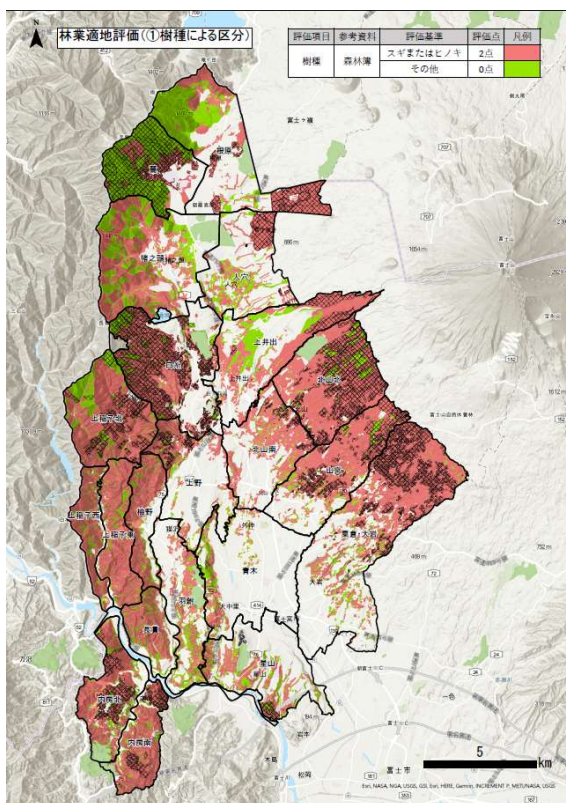


図 2.2-1 ①樹種(ヒノキ・スギ) 評価結果

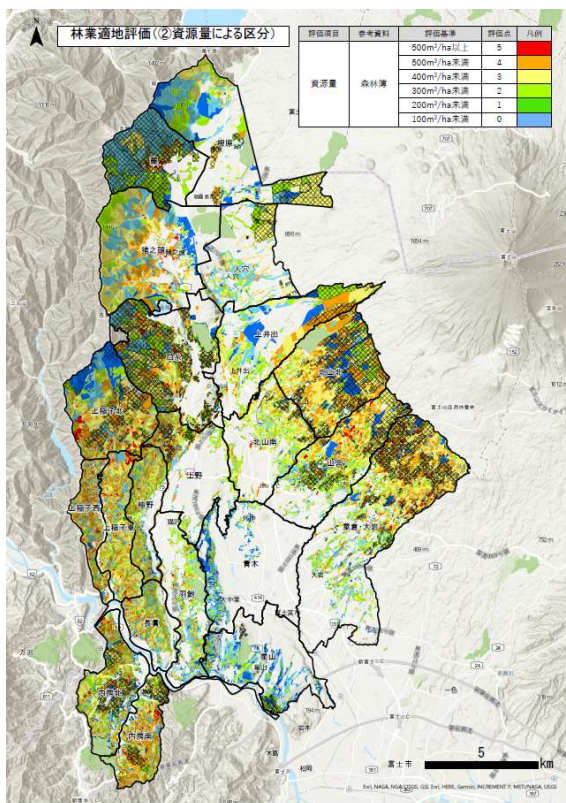


図 2.2-2 ②材積(資源量の多さ)評価結果

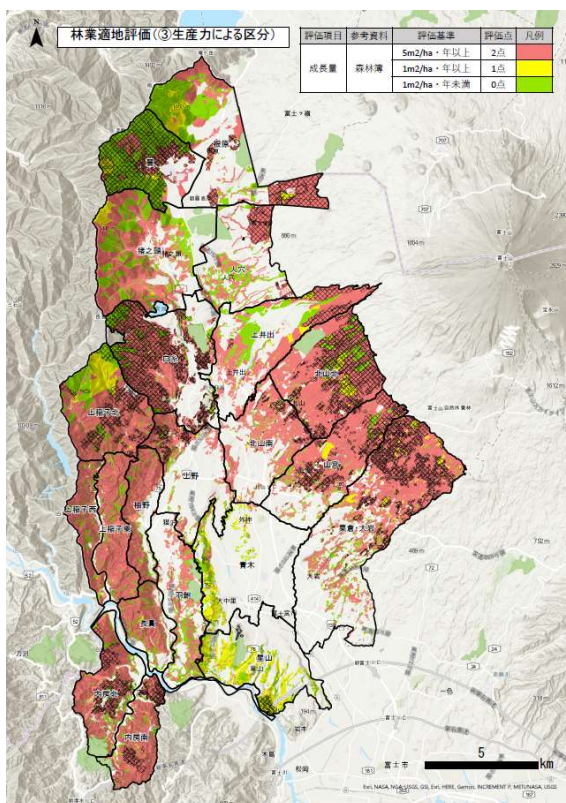


図 2.2-3 ③林地生産力評価結果

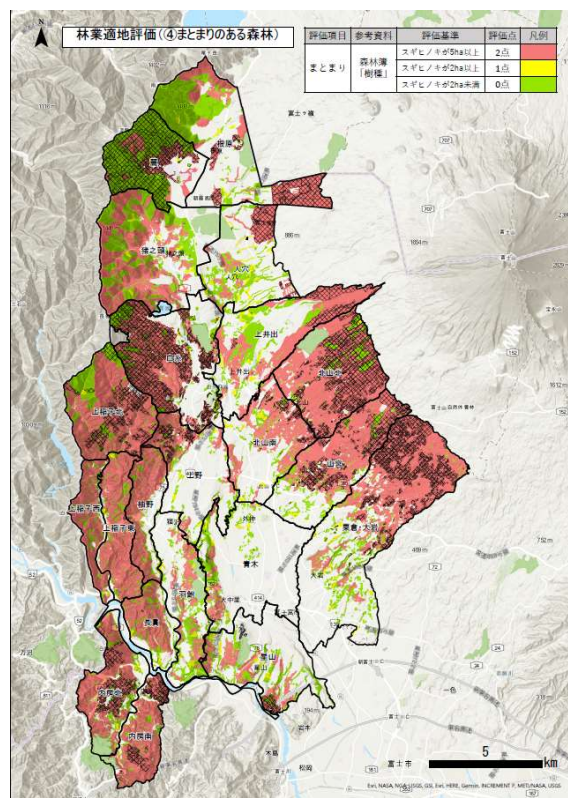


図 2.2-4 ④まとまりがある森林評価結果

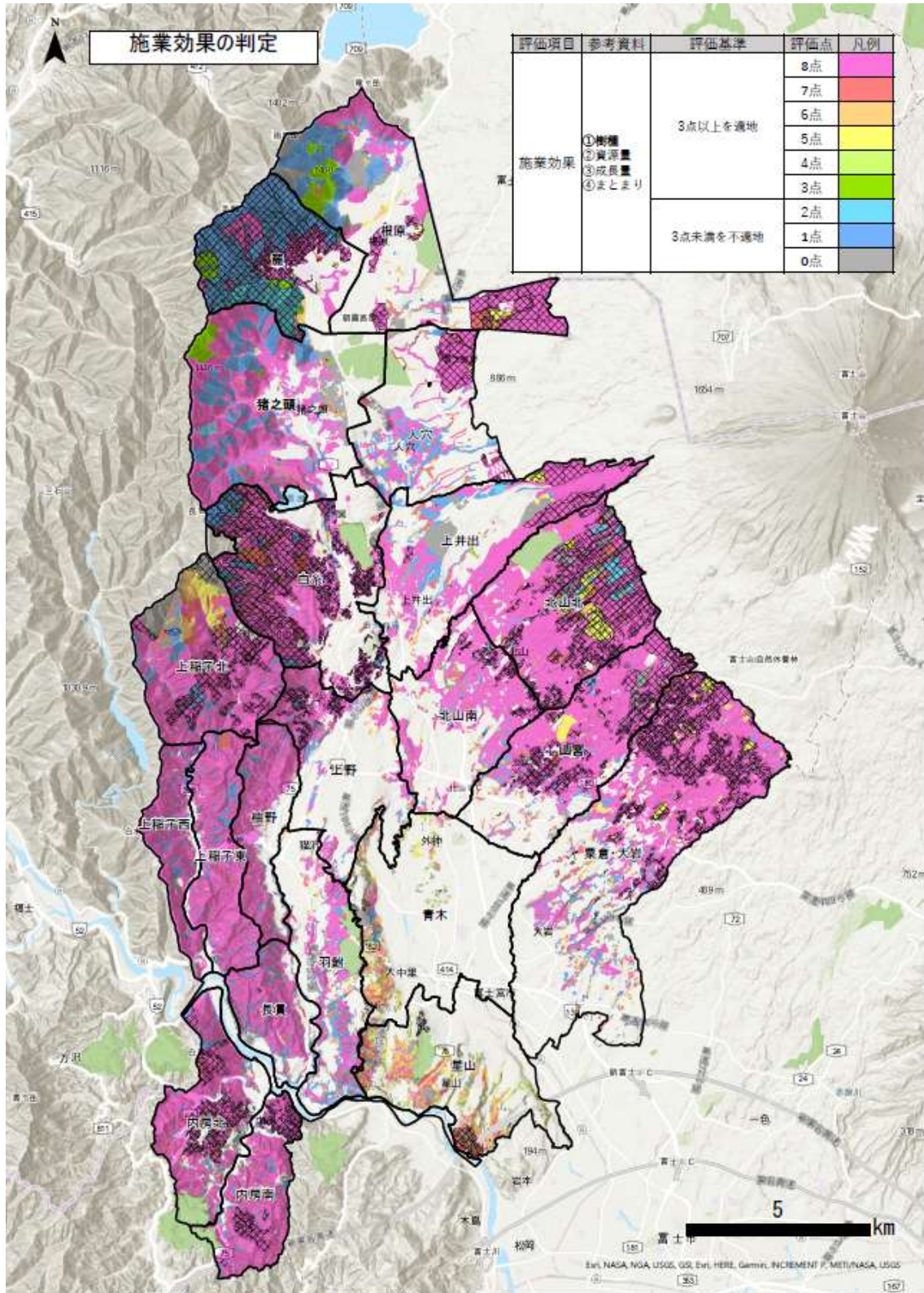


図 2.2-5 施業効果の要素別評価結果



2.3 施業の容易な森林

施業の容易な森林とは、路網に隣接しているなど地形や林道等の状況が施業に有利な条件を有した施業しやすい森林のことです。表 2.3-1 に個別評価項目と要素別評価の判定基準を示します。また、図 2.3-1～図 2.3-2 に個別評価結果、図 2.3-3 に要素別評価結果を示します。

表 2.3-1 施業容易性の個別評価項目

評価要素	(1) 個別評価項目			(2) 要素別評価
	評価項目	資料・データ	評価基準・評価点	有利・不利判定
施業の容易性	①路網からの距離	・一般道(国道・県道・市道)： 数値地図データ ・林道位置図： 静岡県の林道網データ	優(3点)：200m未満 良(2)：200m以上～300m未満 可(1)：300m以上～500m未満 ー(0)：500m以上	合計点が 2点以上⇒有利 2点未満⇒不利
	②傾斜が緩やかな森林	富士宮市都市計画基礎調査のDMデータより作成	優(3点)：10°未満 緩傾斜 良(2)：10°～20° 中傾斜 可(1)：20°～25° 急傾斜 ー(0)：25°以上	

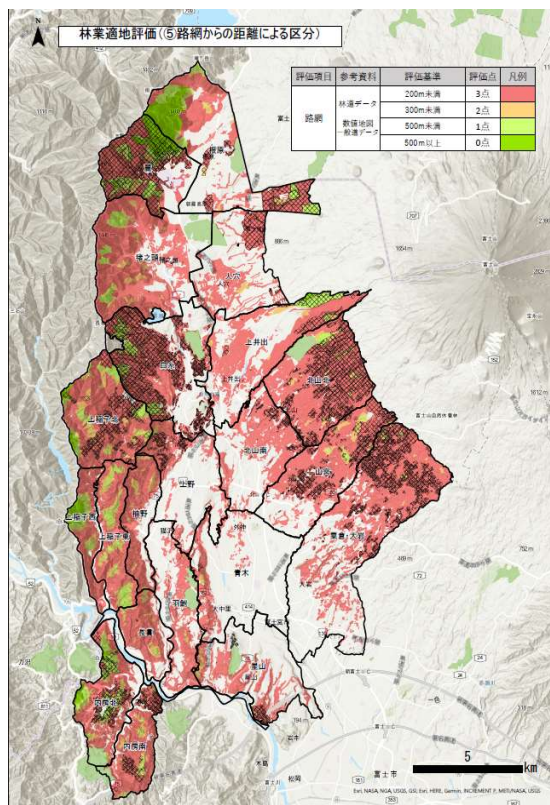


図 2.3-1 ①路網からの距離評価結果

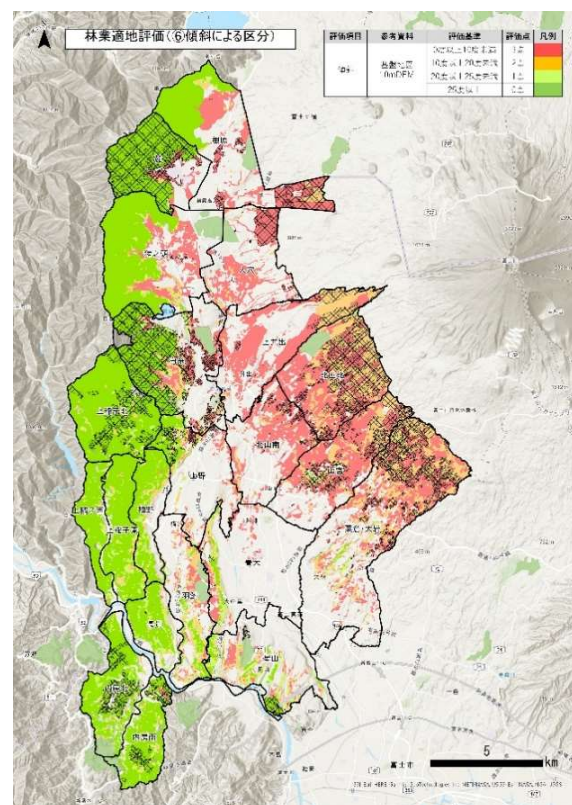


図 2.3-2 ②傾斜による評価結果

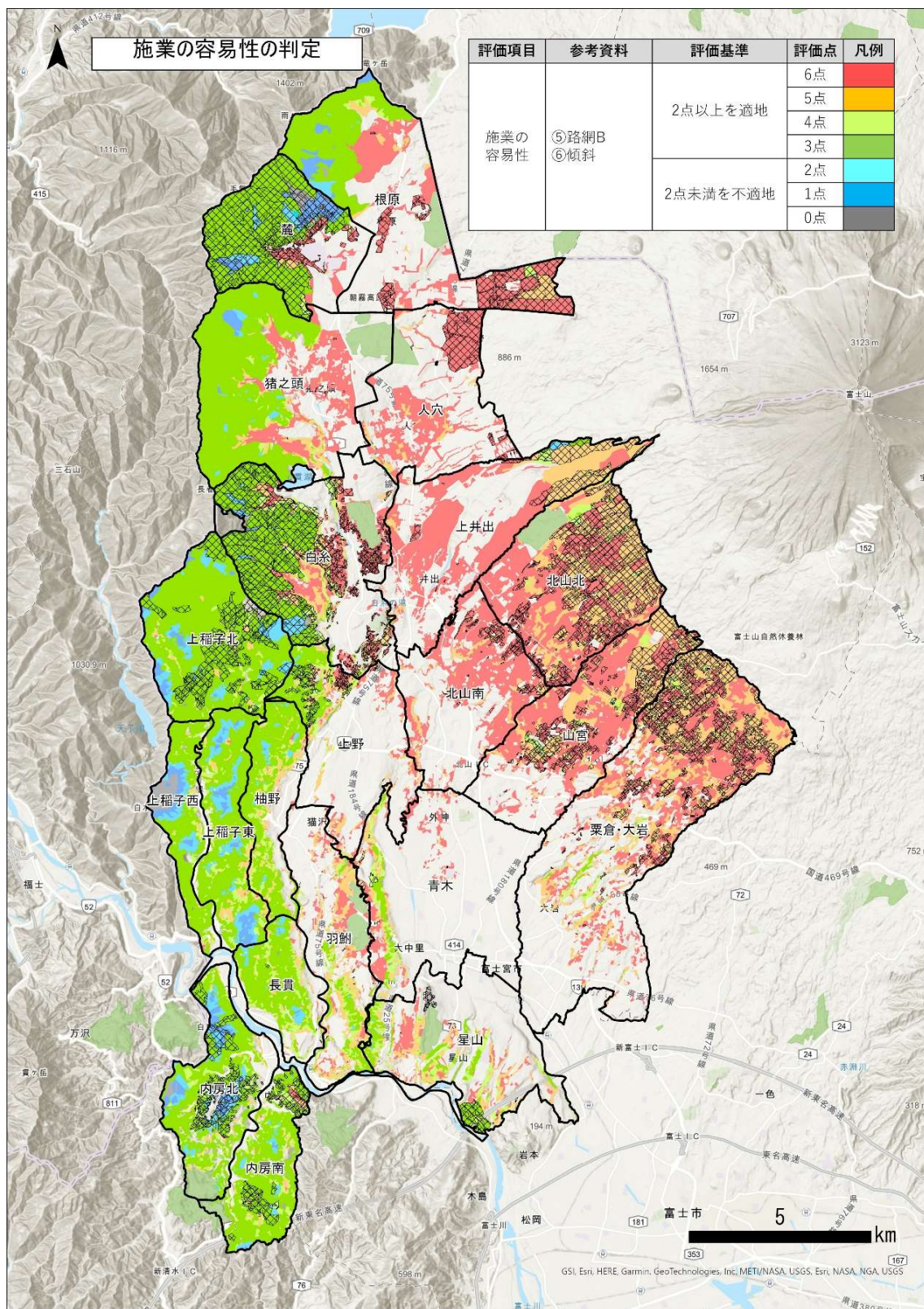


図 2.3-3 施業容易性の要素別評価結果



2.4 法制度などの制約が少ない森林

法制度などの制約が少ない森林とは、法的規制による行為制限が緩やかで、施業が可能な森林のことです。表 2.4-1 に個別評価項目と要素別評価の判定基準を示します。また、図 2.4-1 に個別評価結果、図 2.4-2 に要素別評価結果を示します。

表 2.4-1 法的規制の個別評価項目

評価要素	(1) 個別評価項目			(2) 要素別評価
	評価項目	資料・データ	評価基準・評価点	有利・不利判定
法的規制	①砂防指定地	静岡県GIS(オープン)	該当・非該当	該当しない⇒有利 該当する⇒不利
	②急傾斜地崩壊危険地区	土砂災害情報マップ砂防	該当・非該当	
	③国立公園・国定公園の特別保護地区	国土数値情報の公園データ	該当・非該当	
	④保安林	森林簿情報	該当・非該当	

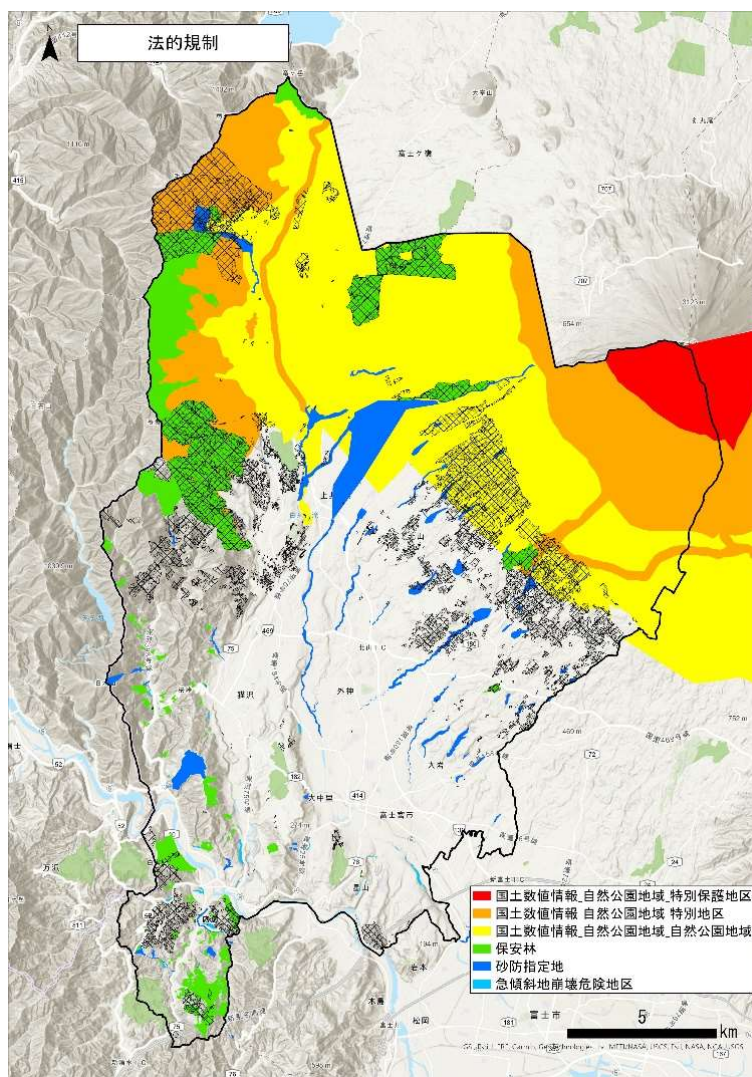


図 2.4-1 各種法的規制区域(砂防指定地、保安林、急傾斜地危険地区、国立国定公園)

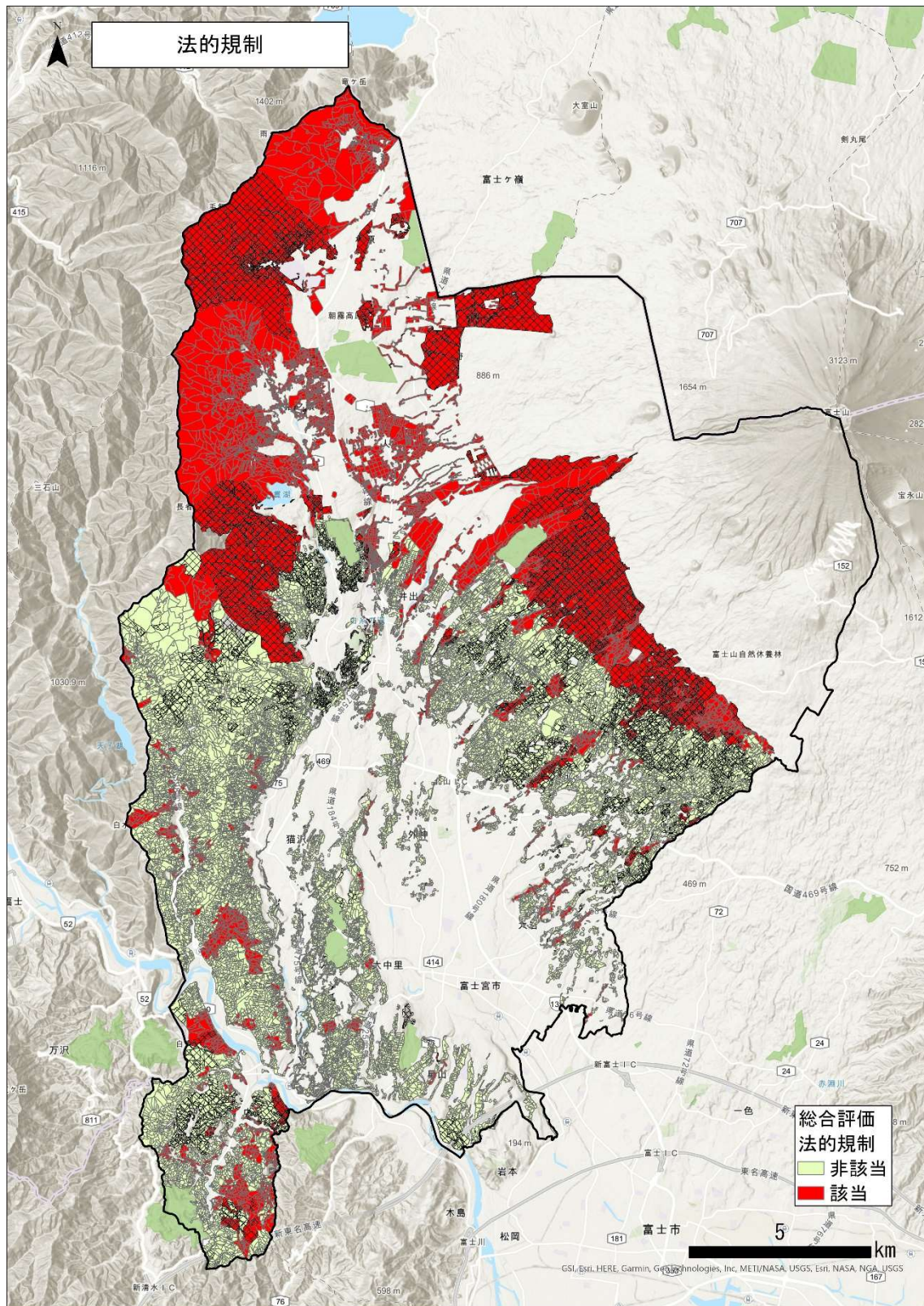


图 2.4-2 法的規制の要素別評価結果



2.5 総合的に有利な森林

総合的に有利な森林とは、施業効果も高く、施業容易性も良い「施業効果」「施業容易性」「法的規制」の全要素の総合的な評価が高い森林のことです。例えば、「十分な資源量があり、路網にも近く、規制が何もない森林」は「林業に有利な森林である」と評価されます。なお、総合評価の際は、各要素の優先度や地域性を考慮しています。

各要素の優先度とは、林業的な観点で各要素の重要度を順位付けしたものです。富士宮市においては、森林資源の状況を優先し①施業効果、②施業の容易性、③法的規制の順で評価しています。

また、地域性の考慮にあたっては、2.2～2.4の要素別評価を元に総合的な評価を行った後、林業経営体など地域林業精通者の方にご意見をいただき、再度、意見を反映した総合的な評価を行っています。そのため、より現実に近い評価となっています。

表 2.5-1 に総合評価の判定基準、図 2.5-1 に総合別評価結果を示します。

表 2.5-1 総合評価の判定基準

優先度	要素別評価結果				
高	①施業効果	適地		不適地	
↓	②施業の容易性	適地	不適地	適地	不適地
低	③法的規制	規制に該当した場合はランクを1つ下げる（例: A → B、B → C、C → D）			
総合1次評価	ランク	A	B	C	D
	④地域性	林業に不利と該当した場合はランクを1つ下げる（例: A → B、B → C、C → D）			
総合評価	ランク	A	B	C	D

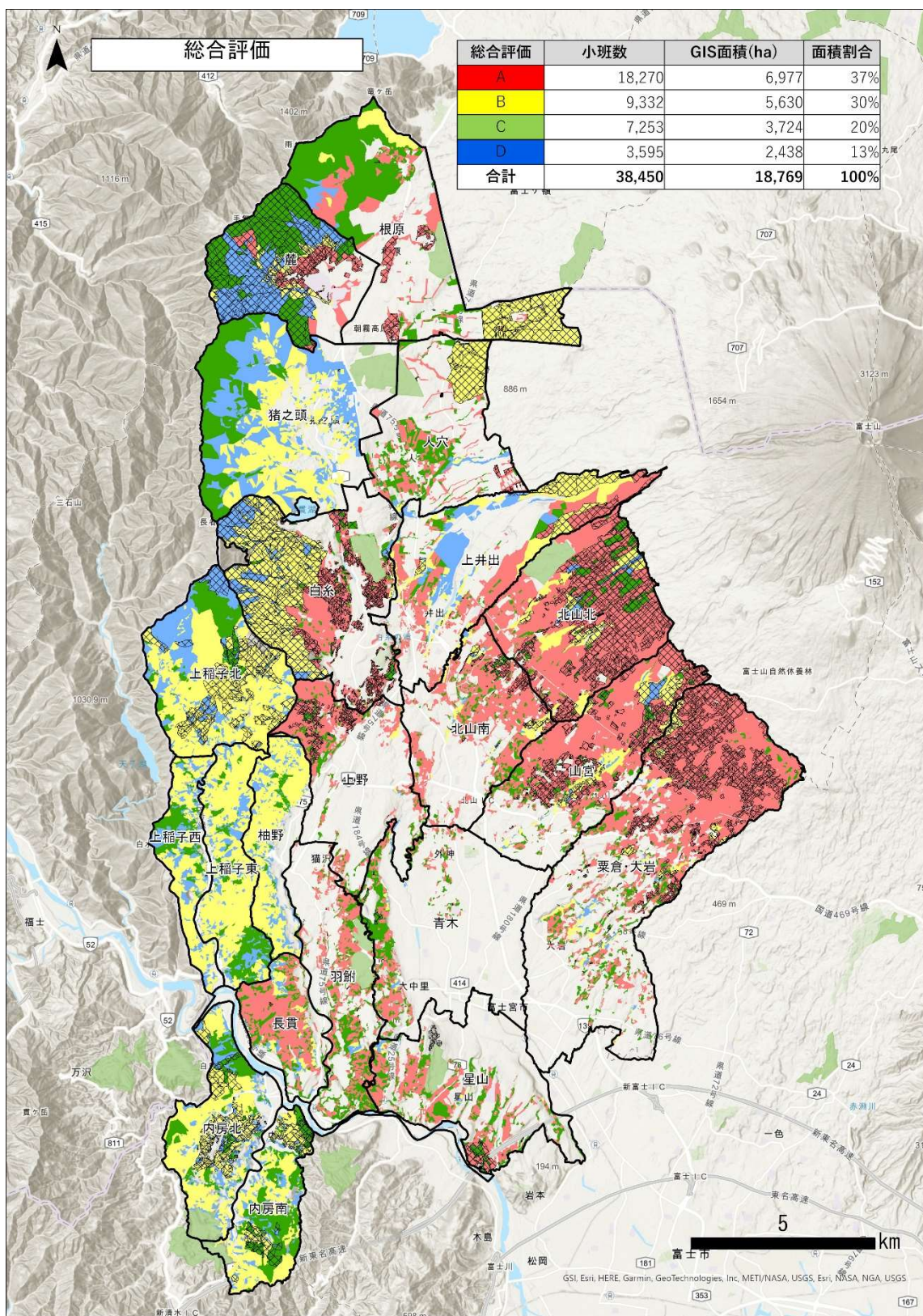


図 2.5-1 総合評価



第3章 もりづくり基本理念

地域の特色ある森林育成を推進するにあたり、もりづくりの基本理念を定めるものとします。そこで、第1章で調査分析した本市の森林林業の特長や課題整理結果を強み・弱み・機会・脅威の4視点に分けてかけ合わせる分析（クロスSWOT分析）から、下表のように整理します。

表 3-1 クロス SWOT 分析の結果

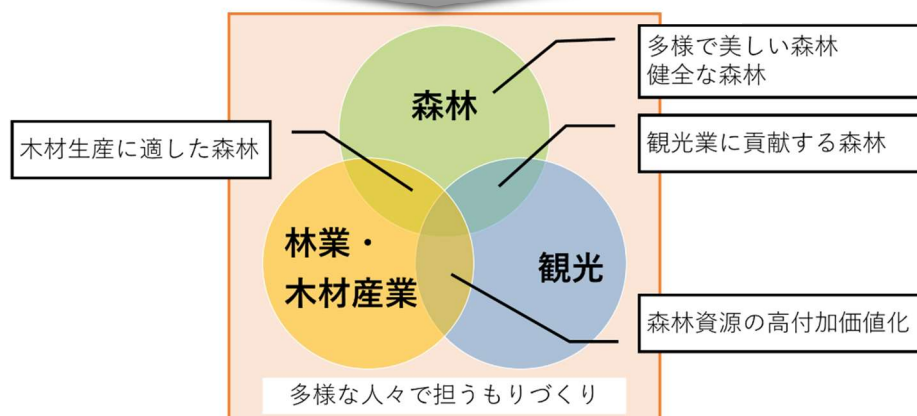
クロスSWOT分析		外部環境要因	
		機会(Opportunities)	脅威(Threats)
		① 木材利用用途拡大 ② 森林空間利用拡大 ③ アウトドアニーズの高まり ④ 森林環境譲与税	① 土砂災害等の増加 ② 人口減少と超高齢化社会 ③ 所有者不明森林増加の懸念 ④ 将来的な担い手不足の懸念
内部環境要因	強み(Strengths)	S×O 積極的展開 (強みを活かして機会に乗る)	S×T 対抗 (強みを活かして脅威に対抗)
	① 伐採適期に達した豊富な人工林がある ② 施業に適した緩傾斜地が広がっている ③ 林業従事者数が比較的多い ④ 財産区など大規模森林所有者が多い ⑤ 近隣に大規模製材工場があり木材生産に有利 ⑥ 関東や中京など大都市圏とのアクセス有利 ⑦ 直販や直送などの新たな木材流通増加 ⑧ 「富士ヒノキ」「FUJI HINOKI MADE」ブランド化 ⑨ 定常的な住宅需要がある ⑩ 森林ボランティア活動が盛ん ⑪ 林業経営体によるキャンプ場運営	木材生産に有利な条件を活かす ↓ 木材生産に適した森林をめざす 観光ニーズを活かす ↓ 多様で美しい森林をめざす	大都市圏からのアクセス性 森林ボランティア活動 ↓ 多様な人々で担うもりづくりをめざす
	弱み(Weaknesses)	W×O 克服 (機会を活かして弱みを克服)	W×T 回避 (守りと回避)
	① 年齢構成に偏りがある ② 林種・樹種構成に偏りがある ③ モミ林の荒廃 ④ 間伐の遅れ ⑤ 路網密度が低い(林道整備の遅れ) ⑥ 1ha未満の小規模所有者が多くを占める ⑦ 木材価格が長期低迷状況にある	木材産業と観光の融合 ↓ 森林資源の高付加価値化をめざす	間伐遅れや森林荒廃への対応 所有者問題への対応 ↓ 健全な森林をめざす

【もりづくり基本理念】

『森林×林業・木材産業×観光⇒人と自然の共生⇒持続可能なもりづくり』

～「森林」・「林業・木材産業」・「観光」の視点から人と自然の共生を醸成し、
持続可能なもりづくりをめざします～

【めざすべき森林将来像】





第4章 もりづくり基本理念の実現に向けた取組み

4.1 基本施策

本市のもりづくりの基本理念の構成要素から実現に向けた取組みとして、基本施策として整理しました。

①土台づくり

間伐や主伐と再生林による森林整備のほか、健全な森林をかたちづくる土台づくりを推進する施策

②基盤づくり

林業や木材生産を下支えする林道施設の整備（ハード整備）と土地境界の画定や土地所有権者の明確化などの権利関係整備（ソフト整備）の森林域における産業基盤づくりを推進する施策

③空間づくり

森林が持つ公益的な機能を発揮するための整備と富士山の景観を構成する森林景観の整備、また森林の多目的利用に供する場の創出など空間づくりを推進する施策

④わづくり(和・環)

里山や山林を利用する人（住民、訪問者、団体、教育研究機関など）と林業や木材生産業に携わる人をつなぐ施策

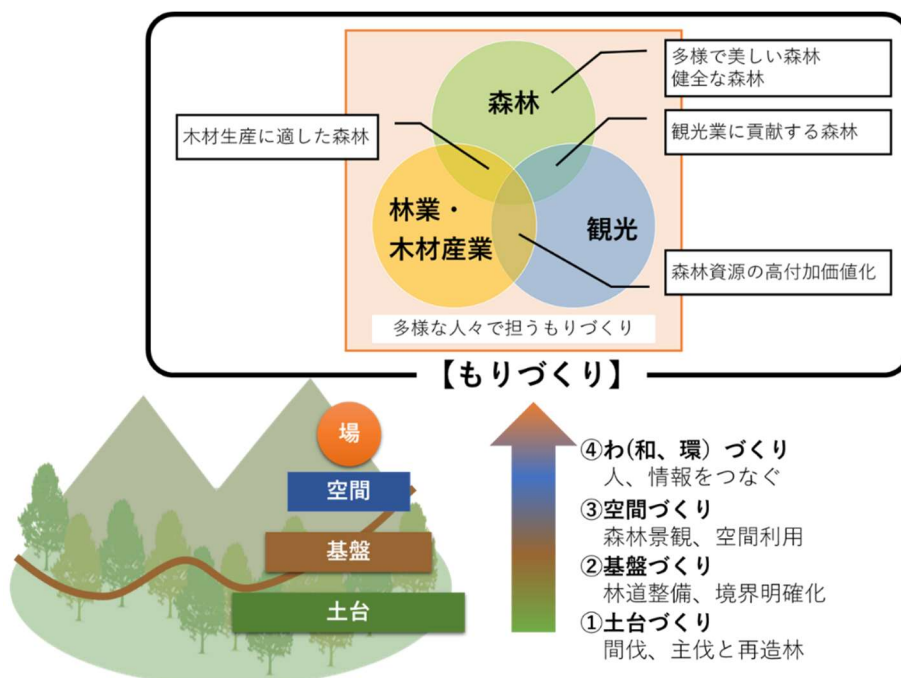


図 4.1-1 もりづくり基本理念実現のための基本施策



4.2 分野別の個別取組み方針

林業者・木材生産業者からのヒアリング・アンケート調査や意見情報交換会で得られた実務上の課題と行政上の課題について、基本施策ごとの個別の取組み方針を次のように整理します。



図 4.2-1 課題と分野別個別取組み方針の相関図

第2部 分野別の個別取組み方針

第1章 もりづくり①-土台づくり-

土台づくりでは、荒廃森林の間伐や森林内環境整備による健全な森林の形成などの課題に取り組めます。

表 1-1 「土台づくり」の個別取り組み方針

課題と分野別個別取り組み方針(■課題、□取り組み方針)	
① 荒廃森林の間伐 (複層林、混交林)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地球環境温暖化に対する森林整備の有効性の希薄 過去 10 年間のうち森林経営計画が立てられていない人工林と森林施業の履歴のない森林が約 80%あります。地球環境保全機能のひとつでもある二酸化炭素吸収量の低下が懸念されます。 □ 林業に不利な人工林で荒廃の進む森林を対象とした間伐などによる針葉樹と広葉樹の混交林化に努めます。 □ 複層林化をはかることで二酸化炭素吸収量の安定化に努めます。
② 受光伐による健全な森林の形成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 間伐の遅れ 市の間伐率は全国平均よりやや低い 1.7%程度です。 間伐が遅れると森林内部の光環境が悪化して下層植生が失われたり、土壌流出が occur やすくなります。市域には、土砂災害発生のおそれのある玄武岩質溶岩と火山砂礫が広く分布していることから、適正な整備が必要です。 □ 鬱閉の度合いを調整して森林内部に光を取入れる等の取り組みが有効です。 エリア A~D(※p45 で説明)で施業履歴のない森林を対象に、木材搬出を伴わない間伐(受光伐、切捨間伐)と複層林化や混交林化の誘導に努めます。 □ 裸地や風化のおそれのある植栽の植生基盤の安定化に努めます。
③ モミ林対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ モミ植林地の荒廃 過去に製紙用材として植林されたモミ林は、傾斜地では表層崩壊のおそれがあるなど、主伐などによる荒廃の対策を要します。 □ 林業者や土地所有者などに聴き取るなどして、主伐・再造林に務めます。

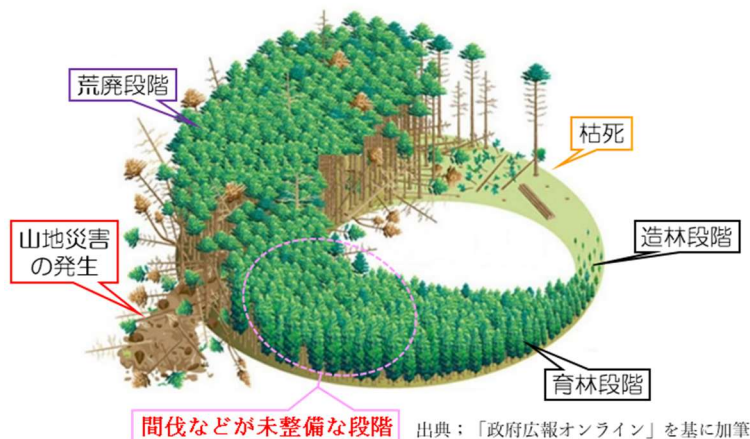


図 1-1 間伐などが遅れた未整備な森林のイメージ

第2章 もりづくり②ー基盤づくりー

基盤づくりでは、「林道整備遅れや利用困難な林道」「個別要因による森林の未整備」「小規模森林所有による施業効率の悪化」「所有者不明森林増加の懸念」「特長ある森林整備の実施（確立）」といった課題に取り組めます。

表 2-1 「基盤づくり」の個別取組み方針

課題と分野別個別取組み方針(■課題、□取組み方針)	
① 林道整備の推進	<p>■ 林道整備遅れや利用困難な林道の存在 市の路網密度は 5.0m/ha（全国平均 13.0m/ha）で一部の林道では、車両の通行が困難な区間や沿道に住居が存在したり、他市町の集落に連絡したりしています。</p> <p>□ 林道の局部改良や維持管理を整理した指針を整理します（林道整備プログラム）。</p> <p>□ 施業効果のあるエリア B のうち生活道路の機能のある林道は、舗装化したり道路施設の改良に努めます。</p>
② 不明所有者対策と森林境界の明確化	<p>■ 個別要因による森林の未整備 土地所有者や共有者が不明な森林、森林境界が不明な森林、分収林、貸付林など、土地や立木の権利関係が不明な森林は、森林整備や施業集約化の際に、所有者合意が得られないため、未整備森林となって放置される可能性があります。</p> <p>■ 所有者不明森林増加の懸念 少子高齢化や森林所有の希薄化から所有者不明森林の増加が懸念されます。 一方、市の森林所有状況は、1ha 未満の小規模所有森林が民有林の 52.5%（うち 61.3%は個人所有）を占めていることから所有者探索にかかる労力が増大する可能性が高くなります。</p> <p>□ 精進川地区で実施した「森林経営管理法のモデル事業（令和元、2年度）」より森林整備に資する森林所有者情報の精査に努めます。</p>
③ 供給する素材生産 マーケットアウトに	<p>■ 特徴ある森林整備の実施 市の民有林人工林の約 94%がスギ・ヒノキで、10 齢級程度が多いため、搬出される素材はほぼ末口 20cm 程度のヒノキ中径材です。</p> <p>□ 人工造林の対象樹種に早生樹種（キリ、センダン、サクラ類（用途を指定しているもの））を追加して森林経営の幅を広げること努めます。</p> <p>□ エリア B～D の森林を対象に、伐期の長期化や広葉樹林への転換など特長のある森林整備を促進します。</p>

第3章 もりづくり③ー空間づくりー

空間づくりでは、「森林荒廃による景観の悪化」「森林による景観の阻害」「林種および樹種構成・齢級の偏り」といった課題に取り組めます。

表 3-1 「空間づくり」の個別取組み方針

課題と分野別個別取組み方針(■課題、□取組み方針)	
① 荒廃森林の間伐 (複層林、混交林)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林荒廃による景観の荒廃 森林整備がされず放置され続けると森林景観（外景）や森林内景観（内景）の荒廃につながります。 □ 修景を誘導する間伐を以下の森林を対象とし、良好な景観の保全に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・過去 10 年間に森林整備の履歴のない森林 ・エリア B～D で森林経営計画が立てられていない（しない）森林 □ 針広混交林と複層林化を誘導する間伐に努めます。
② 景観間伐の 実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林による景観の阻害 樹木の生長による高木化は、富士山眺望の阻害や富士山の景観を阻害する要因となっています。適切な管理が必要とされています。 □ 主要道路の沿道、景勝地、富士山眺望点などから富士山を眺め見ることのできる間伐に努めます。
③ される多様な成長段階や樹種で構成される美しい森林の形成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 林種および樹種構成の偏り 市の民有林は 18,366ha(森林簿では 18,289ha)です。そのうち約 77%が人工林で、うち約 68%にあたる 9,564ha がヒノキです。ヒノキ一斉林が多くを占め、単一的な林相を形成しています。森林景観（外景）は、様々な樹種で構成される多様な森林が望ましいです。 □ 林業に不利なエリア B～D の森林を対象に、切り捨て間伐による複層林化や針広混交林化、主伐と植林する樹種を定めた再造林に努め、樹種や齢級構成の多様化に努めます。



図 3-1 富士山と森林の景観

第4章 もりづくり④ーわづくりー

わ(和、環)づくりでは、「林業の担い手不足」「木材需要低迷と住宅需要のミスマッチ」「アウトドアニーズへの対応」といった課題に取り組めます。

表 4-1 「わづくり」の個別取組み方針

課題と分野別個別取組み方針(■課題、□取組み方針)	
① 市の森林・林業の魅力発信による担い手確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 林業の担い手不足 林業・木材生産業者からのアンケート調査から「新規雇用の確保」を課題として挙げられていました。少子高齢化や人口減少などで担い手不足が進むと考えられます。 □ 静岡県が主体的に雇用確保の取組みを進めています。市の取組みとして、アウトドア事業や観光業と樹木や木材に触れる機会を提供している者などが実施する林業や木材生産業を周知する事業に対する支援に努めます。 □ 里山や山林を利用する人（住民、訪問者、団体、教育研究機関など）と林業・木材生産業者に携わる人とをつなぐことで得られる効率性が高まる「森林版ソーシャル・キャピタル」の黎明に努めます。
② 木材製品の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木材需要低迷 昭和 37 年をピークに静岡県の素材生産量は低迷し続け、近年、上昇の傾向がみられています。しかしながら長期的に見ると、先行き不透明です。 □ 本市の住宅新築総数は、毎年 800 件程度あり、約 30%が非木造建築(静岡県東部住宅需要)であることから、建築材としての木材需要の余地があります。新築に補助金交付する「富士ヒノキの家・宮クーポン事業」などを通じて地域産材の利用促進に努めます。 □ 首都圏や都市圏の消費者喚起に取り組む活動や促進に努めます。
③ 森林空間利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ アウトドアニーズへの対応 アウトドアブームやコロナ渦により、森林空間を利用した観光ニーズが高まっています。特に本市は、アニメ「ゆるキャン」の聖地とされるキャンプ場があり、その運営者は林業者でもあることから「林業×観光」の動向が見受けられます。 □ 「林業×観光」に関連のある林業者への行政支援に努めます。 □ アウトドアで用いる需要品（薪材など）の供給と地域住民の活動や参画の促進に努めます。



図 4-1 富士山登山客 出典:富士宮市 HP

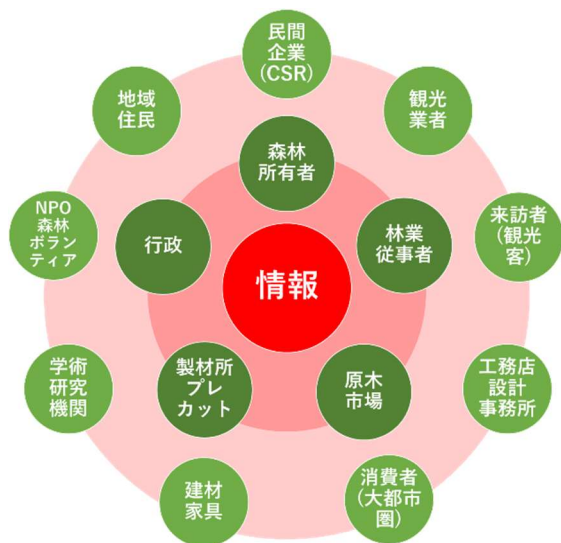


図 4-2 わ(和、環)のイメージ

【評価エリアごとにみる森林整備の方向性の考え方】

評価エリア（ABCD エリア）と本市の地域特性を掛け合わせて森林整備の方向性の考え方を下表のとおり整理します。

表 4-2 森林整備の方向性

要因1	要因2	森林整備の方向性
Aエリア	管理されていない森林	森林経営計画の促進
災害ポテンシャルの高いエリア	管理されていない森林	災害に強いもりづくりの推進
Bエリア	路網条件の悪いエリア	林道整備・維持管理の促進
B～Dエリア	施業効果が低く傾斜が急な条件の森林	森林景観の促進
B～Dエリア	路網・主要道路から近い森林	森林空間の利用促進

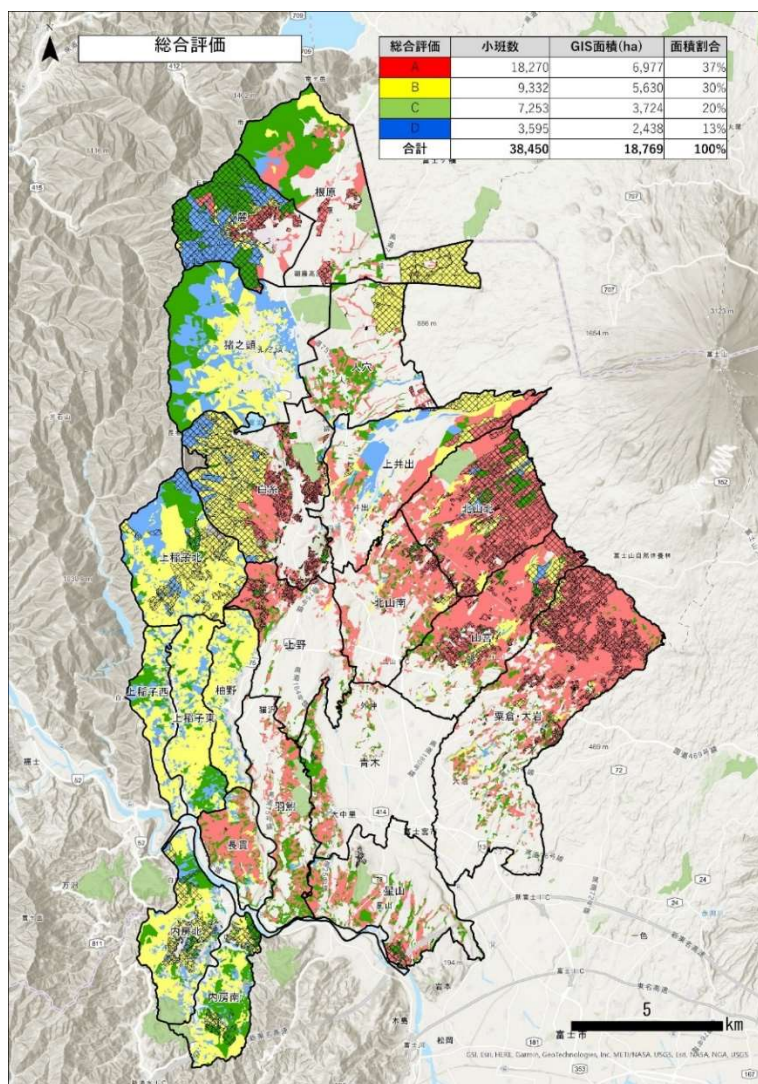


図 4-3 総合評価 (P37 より再掲)

用語集



用語集

	用語	解説
あ 行	枝打ち	立木の一定の高さまで枝を切り落とす作業。節のない木材や、年輪幅を調節し質の高い木材を生産するために行う。
	間伐	成長して込みあってきた森林を健全な状態に導くため、立木の一部を抜き伐りすること。
か 行	高性能林業機械	立木の伐採、造材、運搬などの作業を行う重機類のこと。1980年代後半から導入されるようになった。
	混交林	2種類以上の樹種が混在する森林のこと。ただし、ここでいう2種以上の樹種には林業に関係のない下木の類は含まれない。
	再造林	人工林を伐採した跡地に、再び人工造林を行うこと。
さ 行	作業道（森林作業道）	林道等から分岐し、立木の伐採、搬出、造林等の林内作業を行うために作設される簡易な構造の道路。
	財産区	市町村及び特別区の一部で財産を所有する特別地方公共団体のこと。
	材積	胸高直径 3cm 以上の立木の幹材積。単位はm ³ とし、単位未満を四捨五入して記載する。
	CLT	CLT とは Cross Laminated Timber（JAS では直交集成板）の略称で、ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料のこと。
	下刈り	植栽木に日光が当たるよう、植栽木の周囲の雑草木を刈り払う作業のこと。
	市町村森林整備計画	森林計画制度によって体系づけられた制度で、市町村の森林施業全体についての総合的な計画。市町村長が策定し、5年ごと 10年間の計画
	主伐	利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり、伐採後、次の世代の樹木の育成を伴う。
	小班	森林区画の単位。1林班を通じて連続番号で示される。‘林小班’ともいう。
	所有形態	森林が、個人有林のほか、県有林、市町村有林、集落有林、財産区有林等のいずれに該当するかを区分するもの。
	植林	植栽によって森林を造り上げること。



用 語	解 説
森林法	わが国の林政における最も基幹的な法律（昭 26 法 249）。1897（明 30）年に第 1 次、1907（明 40）年に第 2 次森林法が制定され、1939（昭 14）年の改定を経て、1951（昭 26）年に現行のものが制定された。森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定め、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることにより国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする。
森林計画図	5 千分の 1 縮尺の地形図（森林基本図）に、林班界及び小班界が記入されているもの。
GIS(地理情報システム)	森林の位置・形状等の図面情報と林齢、樹種、蓄積等の数値や文字の情報を一元的に管理し、これらの情報について、検索や分析を行うとともに、様々な地図、帳簿等を出力することが出来るシステム
持続可能な森林経営	森林の機能を将来的に損ねることのないよう配慮して行う森林経営のこと。
樹種	スギ、ヒノキ、マツ（アカマツ、クロマツ）、クヌギなどの樹木の種類。
除伐	木が若い森林で、目的樹種と競合する樹種を中心に除去する作業のこと。
人工造林	人工林をつくる目的で、林地に目的樹種の苗木を植えたり、種子をまくこと。
人工林	植栽などによって、人の手によって仕立てた森林。
成長量	一定期間の間に立木が成長した量で、通常の単位はm ³ /年。
施業（森林施業）	目的とする森林を育成するために行う造林・保育・間伐・伐採などの人為的行為。
素材生産	立木を伐採し、造材して素材（丸太）を生産すること。
素材生産量	立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にして生産した量（丸太の材積）のこと。
造林	森林の生育過程を通して、育成管理すること。
ゾーニング	ゾーニング（英：zoning）は、区分すること。特に、土地について一定の条件をつけながら、いくつかの区域（zone）に分割していく過程である。
長伐期施業	通常の伐採年齢（例えばスギの場合 40 年程度）のおおむね 2 倍に相当する林齢において伐採を行う森林施業。



	用語	解説
た 行	天然林	一般には人為の影響を受けていない森林を指すが、林業上は更新が人為的でないものであれば天然林としている。
	標準伐期齢	地域森林計画に定める指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、原則として5の倍数で、市町村森林整備計画に定められている。
は 行	複層林	主に樹齢の違いによって、林内に異なる樹高の層が複数できた森林。二段林も複層林のひとつ。
	保安林	水源かん養、土砂流出・災害の防止、レクリエーションの場の提供など公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。伐採ほか一定の制限が課せられる。土砂崩壊防止、防風、魚つき、風致、保健など17種類ある。
	保育間伐	保育とは、森林整備事業の一環として、造林木の生育を助けるために、その妨げとなる他の植物又は造林木の一部を除去するなどの作業のこと。このうち、造林木を適正な立木密度に調整し、その成長の促進を図るとともに、林内の光環境を改善するなど、健全な森林を形成するために、造林木の一部を伐採する間伐のこと。
	未立木地	伐採跡地以外の無立木地。
ま 行	民有林	個人・企業・社寺などが所有する「私有林」と都道府県・市町村・財産区などが所有する「公有林」とがある。国以外が所有している森林。国の所有は「国有林」。
	木質バイオマス	バイオマスとは、太陽エネルギーを源とする生物の資源のこと。これをエネルギーとして利用するとき「バイオマス・エネルギー」と呼ぶ。利用可能な発生源は、林業・農業・畜産業・紙パルプ産業・食品産業・生ゴミなどさまざまにある。木質バイオマスには、大きく分けて森林バイオマス（林地残材など）と廃棄物系木質バイオマス（製材工場などでの端材や建築廃材など）とがある。
	林業経営体	森林所有者から育林や木材生産を受託又は請け負う森林組合、木材（素材）生産業者などのこと。林業事業者ともいう。



	用語	解説
ら 行	林種	人工林、天然林、伐採跡地、原野、湿地、採石地、採土地等の区分。
	林道	森林内に設けられた道路の総称。一般に車の通行できる道を指す。
	林班	大字や天然地形等により、設けられた固定的な森林区画の単位。
	齢級	林齢を5年単位で区分したもの。1齢級は1～5年生，2齢級は6～10年生，以下同様に3齢級は11～15年生の林齢に該当する。
	路網	一般に林道・作業道（伐採や搬出のために設けられた簡易な道）の総称。
	路網密度	対象森林内の道路延長を面積で割った時の単位面積（1ha）当たりの延長（m/ha）。路網整備状況及び今後の路網整備の指標となるとともに、作業システム採用の参考となる。



富士宮市森林環境整備方針

令和4(2022)年4月

富士宮市

住所:〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町 150 番地

電話番号: 0544-22-1111 ファクス: 0544-22-1206

メール : info@city.fujinomiya.lg.jp